

●香川県監査委員公表第21号

令和元年6月28日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

令和元年9月20日

香川県監査委員 三谷和夫
同 大西均

第1 監査の請求

1 請求人

高松市 植田 真紀

高松市 渡辺 智子

2 請求書の提出

令和元年6月28日

3 請求の内容

（以下、令和元年6月28日付けで提出された住民監査請求書の原文の内容に即して記載する。）

(1) 香川県知事に対する措置請求の要旨

香川県知事が平成29年度に香川県議会の各議員に交付した政務活動費のうち、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、同金額について各議員に対して香川県に返還するよう請求することを求める。

(2) 措置請求の理由

ア 裁判例の全国的状況

愛知県議会政務調査費返還請求住民訴訟の最高裁判決（平成28年12月15日）は、愛知県議会議員の事務所賃料等の政務調査費の支出について、具体的に政務調査活動に対する支出であることの証明がなされていないとした名古屋高裁判決を支持したものである。これは、議員の政務活動をきわめて広範なものとし、具体的に議員活動に活かされていないものまでも調査研究活動であるとするこれまでの多くの議会で行われている解釈にノーを突きつけ、政務活動の支出の適否に関して市民感覚こそ正当であることを示したものである。

なお、全国の裁判例を見ると、ほぼ一致して以下の考え方をとっている。

(ア) 個々の会合等の県政・市政との関連性が一見して明白でない場合には、その会費や参加のための交通費の支出は、外形的に、政務調査（活動）費の支出として適正ではないと一応推定される。

(イ) (ア)の推定に反し、当該支出が用途基準に適合していることを主張する者は、会合等の内容を明らかにし、会合等が調査研究のための活動であることを具体的に主張立証することを要する。

(ウ) 飲食を伴う会合の会費の支出は、定形的に「議員の調査研究に資するための必要な費用」ではないと推認され、必要と主張をする者（被告）の側で、「議員の調査研究等として社会通念上必要なものであると認めるに足る特段の事情」を主張立証することを要する。

上記「特段の事情」の主張立証は、①懇親会等において議員の調査研究に資する意見交換等が現になされたこと、②飲食をしながら会合するべき必要性があったこと、など具体的であることを要する。

(エ) 子ども会、ソフトボール大会等の「会費」の支出は、定形的に「議員の調査研究に資するため必要な費用」ではないと推認され、必要と主張をする者（被告）の側で、「議員の調査研究等として社会通念上必要なものであると認めるに足りる特段の事情」を主張立証することを要する。

(オ) 反証は「反証として意味を持ちうる程度に具体的」（仙台高判）であることを要し、「情報を知ることができ、有益であった」（盛岡地判）程度では足りない。

上記の考え方はほぼ定着しているといえる。

本県においては、すべての領収書添付が義務付けられた平成25年度分以降、毎年度、住民監査請求を行い、平成25年度分については住民訴訟も実施しているところであるが、一部の議員連盟の高額会費支出が見られなくなり、一派の会派共同政務活動費の支出がなくなった以外、ほとんど改善が見られない。

イ 支出の査定基準

議員の活動は、政務活動費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務活動」にかかる、条例別表に定める用途基準に該当するものについてのみ、政務活動費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば、「県政報告」には一般に、県政についての広報の要素があると同時に、後援会活動、政党活動、選挙準備活動の要素もある。

従って、個々の議員の一つひとつの活動について「政務活動」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

①当該支出に係る活動の全体が、「政務活動」に係る支出として適切と判断されるものは全額認め、

②当該支出に係る活動の全体が、「私的活動」または「政務活動以外の政治活動」に係る支出と判断されるものは、全額認めず、

③当該支出に係る活動の全体が、①、②のいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め、それ以外のものについては按分率50%で認めるとする。

ウ 査定の結果

上記の一般基準に基づき、香川県議会議員が平成29年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書等に基づいて、政務活動費からの支弁が認められるかどうかについて個別に判断した結果、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の記載の支出は、適切なものと認められない。

(ア) 公職選挙法で禁止された寄付行為に該当する可能性のあるもの（個人の立場で入会している会の会費、年会費等を含む）（否認額11,772,110円）

全ての領収書の添付が義務づけられるようになった平成25年度分の支出から比較すると、多少減少したものの27名の議員について1,760件、総額11,772,110円が、会費が明確に設定されていない会合等（地元自治会や各種団体の会合やお祭り、趣味の会等）に出席し、「県政に関する意見交換会会費」もしくは「県政報告会費」という名目で支出している。

平成25年度分について進行中の住民訴訟の対象となっているものと同じ会合にあいかわ

らず出席して「意見交換会費」を支出しているが、同訴訟での求釈明の結果、議員は他の参加者が会費を払ったかどうか、また、その金額も知らないという積明する会合も多く、いわゆる「ご祝儀」、「寄付」として支払ったと推認され、今回の監査請求対象の平成29年度分についても同様である。

このような支出は、全国の議会においても特異な支出であるだけでなく、このようななかたちで地元にお金をばらまくことは公職選挙法違反とされているにも関わらず、多くの場合、自分で準備した領収書を持参して、堂々と政務活動費を支出している。会費制でない会合への支出は公職選挙法で禁止された寄付行為に該当するとして、政務活動費マニュアルで禁止している議会もある。

また、領収書発行者が飲食店となっているものや、神社や大和講総本部などの宗教団体となっているものもあり、政務活動費の使途として不適正であるので全額を否認する。

(イ) 使途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったく分からない会派への支出（否認額10,075,762円）

会派共同政務活動費については、平成29年度と現在では会派構成が変わっており、当時、所属会派を移ったために、二つの会派に支出している議員もいるが、自民党議員会が計7,175,000円、自民党県政会が計2,653,780円、自民党香川志誠会が計246,982円、総額10,075,762円となっている。これらの政務活動の中身については、具体的な支出内容・調査内容ともに不明である。

会派への支出は、議員自身が行う支出と同一の基準によって査定し、政務活動費から支出することが適法と認められるものと認められないものとに区分する必要がある。会派が支出した使途が領収書類等からは明らかにされない場合、実際の使途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められず、全額を否認する。

平成25年、26年、27年、28年度分の住民監査請求結果における「議会に対する要望」で、監査委員は4年間続けて「会派に政務活動費が交付された場合は、収支報告書等の提出を求められていることとの均衡上、「会派等の収支報告書等の提出について前向きに検討し、透明性の確保に努められたい」と要望しているにも関わらず、全く検討も改善も行われていない。

(ウ) 詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費（否認額3,189,904円）

一昨年、香川県議会の海外視察が大きな問題となったが、公費を使う以上、政務活動費を使った視察等についても、どこに行き、どのような調査をし、どのような成果があったか、また、誰に何を陳情要請し、その結果がどうであったかについて報告するのが当然である。例えば、高松市議会では詳しい報告書の提出が義務付けられ、収支報告書や領収書類とともに高松市議会のホームページで公開されている。香川県議会のように領収書添付用紙にメモ書きした程度のもものでは報告とは言えない。

例えば、松原哲也議員は頻りに東京及び首都圏近郊の都市を訪れ、「地域活性化」や「首都圏近郊の人口動態調査及び人口流出等への対策」等を調査したというが、香川県と全く条件の異なるそれらの都市を視察する必要性は理解しがたい。他の議員についても同様である。

その他、私的な旅行や観光旅行と考えざるを得ないものも多いことから、11名の議員の146件の旅費、総額3,189,904円について、適法な政務活動費の支出とは認められず全額

を否認する。

(エ) 按分されていない自家用車利用経費等 (否認額4,614,970円)

各月の走行距離から1kmあたり37円を申請している。その場合、申告した走行距離はあくまで自己申告となっており、香川県議会政務活動費マニュアルでは、使用日や行き先、走行距離を記入する「政務活動費走行台帳」(参考様式第4号)の作成を求めているが、それらが公開されていない。何の目的でどこに行ったのか不明である以上、全額を政務活動費から支出することは認められず、2分の1を否認する。

(オ) 支出先が黒塗りで親族等への支出でないかどうか不明なもの (否認額26,579,931円)

主に人件費に関する支出であるが、支出先が黒塗りのため、親族等への支出でないかどうかを確認できず、勤務実態を証明するものがなく不明であることから、全額適法な支出と認められない。何人かの議員について、県民から勤務実態がないのに人件費を支出しているのではないかという指摘が多く寄せられている。

例えば、有福議員の6月分以降の人件費として添付されている領収書の金額は毎月105,000円となっているが、12月分については100,500円となっている。実際に被雇用者にこの金額を支払い、領収印を受けているならこのようなミスが起こることは考えにくい。

また、水本議員のように、4名を雇用して年間4,800,000円を支払い、うち政務活動費から2,400,000円を支出(しかも、事務所費を年間2,400,000円支払いうち1,200,000円を政務活動費から支出)というのは、現実的には到底考えられない。

鳥取県議会では、人件費の支払い先の個人名が黒塗りされるとチェックができず、税金で親族に人件費を払っているのではないか、という県民の誤解を招かないよう、より透明性を高めるために個人情報黒塗りを廃止している。

香川県議会においても、領収書のみ提出し、実は支払っていないのではないか、などという不信感を抱かれないためにも、鳥取県議会のように人件費支払先の黒塗りを廃止すべきである。

(カ) 政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの (否認額7,589,374円)

主に、広報紙作成費、事務所費(光熱水費も含む)に係る経費等の支出である。これらは、政党活動、後援会活動、選挙活動、私的な活動等、政務活動以外の要素もある。とりわけ、広報紙作成費については、すべての議員が成果物の添付をしていないため内容が不明であり、「政務活動」と認められるかの判断ができない。顔写真やプロフィールが単なる宣伝活動であるといった一部違法判決が認められている事例もある。少なくとも顔写真やプロフィール、大書した名前、県政に直接関係の無い記事は、公費支出すべきではなく、按分による支出にすべきである。自主的に按分しているもの以外は、2分の1のみ認めることとする。

なお、事務所費については按分されたものであっても、事実証明書①(朝日新聞2019年3月15日付記事)のように親族の経営する企業に支払われたり、さらには、その企業が議員を代表とする政治団体に寄付したりしているようなケース、県民から事務所費の実態について問題視する情報が寄せられたケース等については、Gの項目に分類し、全額否認した。

なお、政務活動用事務所については、本年6月19日、大阪地裁は、大阪市議会の議員が親族が代表を務める会社所有の建物を政務活動用事務所として賃借していたケースについ

て、市議が同社を名目的に介在させ、自身に支払いをしたと判断、市議らに返還請求するよう市長に命じる判決を下している。

事務所の使用実態や家賃の支払先との関係、家賃が適正な金額であるかどうか等については、本県においても県民から問題点が指摘されている。議員の説明を一方的に受け入れるのではなく、政務活動費の領収書等をインターネット公開することによって、多くの県民の目でチェックできるようにする必要がある。

(キ) その他、政務活動との関連がないもの、不適切な支出と考えられるもの

(否認額7,924,556円)

上記分類以外で、政務活動との関連が不明なもの、政務活動の内容及び支出先が不明なもの等、以下の内容については、適切な支出と認められず、全額を否認する。

石川 豊議員 9,072円

宗教団体「幸福の科学」の県政に無関係な書籍購入費。

大山一郎議員 345,600円

使用実態に疑問がある事務所費。

岡野朱里子議員 314,144円

居酒屋発行の領収書の調査研究費4,000円、調査研究内容が不明の書籍費3,780円、個人の資格で参加していると思われる香川県中小企業同友会の年会費60,000円、研究内容が不明の日創研香川経営研究会の年会費と書籍代74,664円、研修内容が不明のスマールサン年会費などの研修費146,700円、県政との関連が不明なLIFE STYLE BOUTIQUE GRACE MARKET発行領収書の会議費25,000円。

鎌田守恭議員 1,407,797円

事実証明書①で問題点を指摘された事務所費。

五所野尾恭一議員 25,540円

政務活動としての会議との一体性が示されていない菓子代。

斉藤勝範議員 64,800円

支出時期から年賀状として出されたと推認される県政報告ハガキ印刷代。

佐伯明浩議員 550,397円

支出時期から年賀状として出されたと推認される県政報告ハガキ代。
355,600円。

政務活動事務所としての使用実態に即していないと推認される事務所（自宅）の光熱費149,597円。

政務活動としての会議との一体性が示されていない菓子代45,200円。

谷久浩一議員 28,704円

複数部購入された書籍、政務活動に無関係な書籍代。

辻村 修議員 900,000円

事務所の使用実態や支払先との関係、賃料の適正さについて疑問のある事務所費。

西川昭吾議員 1,200,000円

事務所の使用実態や支払先との関係、賃料の適正さについて疑問のある事務所費。

平木 享議員 80,392円

政務活動としての会議との一体性が示されていない菓子、コーヒー、飲み物等の

代金。

松原哲也議員 35,240円

政務活動に無関係な「定番のライン&フェイスブック」書籍代1,490円。

自らの経営する会社に支払った名刺代33,750円。

水本勝規議員 1,200,000円

事務所の使用実態や支払先との関係、賃料の適正さについて疑問のある事務所費。

森 裕行議員 584,849円

「森ひろゆきニュース」として出された年賀状ハガキ代546,000円。考古学ジャーナル、考古学購読料38,849円。

山本悟史議員 1,007,600円

4年連続で開催している同一講師の講演会の高額な講師料500,000円。自らが会長を務める高松北ライオンズクラブ主催の講演会（事実証明書②）の高額な講師料507,600円。

エ 香川県議会の平成29年度政務活動費の支出と不当利得

以上の結果、各議員が平成29年度の政務活動費として支出した金額のうち、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄に記載した支出は、「香川県議会政務活動費交付条例（以下、「条例」という）」第2条に違反しているので、別紙否認理由及び議員別返還請求集計表の「否認額」欄記載の各金額の支出は違法・不当である。

「条例」第12条第1項は、「議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない」と定めている。しかるに、上記記載の不適正支出金額は、「条例」第2条に規定する使途基準に従ってなされた支出ではないので、その全額が「条例」第12条第1項にいう「残余」にあたる。

よって、香川県知事が各議員に対して前記の政務活動費の残余金の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実該当するので、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、証拠書類を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

今、全国の議会では、政務活動費の収支報告書や領収書等のインターネット公開が進みつつあり、前述の通り、高松市議会では2016年度分以降、収支報告書や領収書類、視察・調査の詳しい報告などもホームページに掲載されている。

ところが、香川県議会では、収支報告書と領収書等は、紙ベースで閲覧することしかできない。また、調査研究や研修の内容、制作した議会報告等の成果物も添付されていない。貴重な公金を充てて行う政務活動の成果を真に県民に還元されるものとするためには、政務活動費の使途を県民に向けて透明なものにし、多くの県民の目でチェックできるようにすることが不可欠である。よって、早急にこれらの資料を議会のホームページで公開し閲覧できるようにすべきである。

監査委員は、平成27年以来毎年、監査結果の中で県議会に対して、政務活動費マニュアルの精緻化や会派共同政務活動費の透明化を求め続けておられるが、一部の会派共同政務活動費や高額の議員連盟会費等については、政務活動費の支出がなくなったものの、他については、相も変らぬ状況である。

昨年の監査結果の中では、監査委員は、監査中に複数の議員から収支報告等修正届が提出

されたことに遺憾の意も表しておられる。また、早急にマニュアルの改訂を行うことや、領収書等の議会ホームページでの公表なども求めておられるが、議会はこれらに全く取り組む姿勢を見せていない。返還勧告など出されるはずがない、と高をくくっているかのようである。

監査委員は、毎年の監査結果の中で県議会に対して「政務活動費が用途を限定して交付される公金であることを念頭に、その効率的かつ効果的な支出になお一層努め」ることを求め続けておられるが、監査委員ご自身がこの原点に立ち返り、厳しく監査を実施することで、香川県議会の政務活動費の支出が効率的かつ効果的なものになるよう、そのお役目を果たして頂きたい。

(3) 添付書類（事実証明書）

ア 平成29年度香川県議会政務活動費住民監査請求 否認理由及び議員別返還請求集計表
(以下の書類については省略をする。)

イ 証拠書類各写し 各1通

ウ 事実証明書①② 各1通

4 請求書の補正

(以下、令和元年7月24日付けで提出された住民監査請求書の補正についての原文の内容に即して記載する。)

(1) 補正の要旨

ア (3(2)ウ(ア)の)「公職選挙法で禁止された寄付行為に該当する可能性のあるもの」について、監査委員は、その支出が適正でないとして推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

全国の都道府県議会の状況を調査（平成26年度政務活動費に関する住民監査請求の際に提出した全国調査結果参照）したところ、ほとんどの議会で、香川県議会のような地元の自治会や趣味の会、祭りの団体などへの支出は公職選挙法に抵触する恐れがあるとして認めておらず、例えば兵庫県議会では

「具体的に会合参加費については、公職選挙法に定める「寄附の禁止」に該当しないことを前提として、下記の要件を全て満たすものに対して充当できる、

(1)他の参加者にも同一の会費負担が求められている「会費制」であること

(2)「会費制」及び「会費額」が示された通知文書を議長に提出すること

(3)当該会合における意見聴取等政務活動の内容について活動報告書に記載すること。」

としている。

他県議会でインターネット公開されている政務活動費の領収書類を見ても、香川県議会のような「意見交換会費」の支出は全く見当たらない。平成25年度分、26年度分、27年度分、28年度分、29年度分と、毎回、住民監査請求で問題点を指摘しているが、このような支出が続いていることは重大な問題である。

なお、平成25年度分の政務活動費返還請求訴訟の中で原告の求釈明に対して各議員から提出された釈明書によれば、他の参加者が参加費を払っていないことが明らかな会、あるいは「入場無料」であることが明らかなイベント、初詣や夏祭り、秋まつりなどの際の支出も多い。他の参加者が参加費を払ったかどうか、不明としながら参加費を払っているケースも多く、会議に参加するために必要な経費でなく、「ご祝儀」として支出したことが明らかであ

る。このような理由から、(3(2)ウ(ア))に分類したものはすべて政務活動費の支弁先として不適正であると考え、以下は特にその問題点が明らかである。

石川豊議員の②研修費75、76、80、81、83、97、斉藤勝範議員の①調査研究費91、佐伯明浩議員の⑤会議費54、96、126、高城宗幸議員の②研修費10、森裕行議員の②研修費70、山田正芳議員の②研修費55、56、山下昭史議員の⑤会議費103、112のように神社の宮司やその他の宗教団体に支払ったもの、石川豊議員の②研修費62、黒島啓議員の②研修費6、佐伯明浩議員の⑤会議費85のように政党支部に支払ったものは政務活動費の支弁先として不適正である。

平木享議員の②研修費3、42、宮本議員の②研修費9、谷久浩一議員の②研修費90など飲食店の領収書が貼付されているものは、飲食を主目的とした会合としか考えられない。これらの支出に関して領収書添付票に記された、平木議員の「地域グルメ文化の推進」という説明に納得する県民などいない。

辻村修議員の⑤会議費85の香川県銃剣道連盟の意見交換会費は36,000円、山田正芳議員の②研修費48の「亀の会」上半期会費は50,000円と極めて多額であり、県政に関する意見交換に要する費用とは到底考えられない。

宮本欣貞議員の②研修費63、86は大学の同窓会の会費であり、政務活動費ではなく自費で支弁すべきものである。

辻村修議員の⑤会議費26と45はともに善通寺自衛隊協力会年会費とあり、重複している。山下昭史議員の⑤会議費の6と11も重複している。

監査委員におかれては、「会費額」が示された通知文書や当該会合における意見交換の具体的内容についての報告書の提出を議員に求め、それが公職選挙法に抵触する違法な支出でないかどうか、また、政務活動費を充てることが不適正な飲食目的の会合でないかなどを監査していただきたい。

イ (3(2)ウ(イ)の)「使途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったくわからない会派への支出」について、監査委員はその支出が適正でないことを推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

この項目について、自民党香川志誠会の合計金額及び、否認額総額に関する部分を以下の通り補正する。

「(イ) 使途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったく分からない会派への支出 (否認額9,985,762円)

会派共同政務活動費については、平成29年度と現在では会派構成が変わっており、当時、所属会派を移ったために、二つの会派に支出している議員もいるが、自民党議員会が計7,175,000円、自民党県政会が計2,653,780円、自民党香川志誠会が計156,982円の、総額9,985,762円となっている。」

監査請求書本文にも記載の通り、平成25年度分、26年度分、27年度分、28年度分の住民監査請求結果において、監査委員は議会に対して「地方自治法では、会派に対しても政務活動費を交付できるようになっており、仮に、交付された会派が政務活動費を直接支出した場合は、収支報告書等の提出が求められると考えられることから、それとの均衡にも配慮し、透明性の確保に努められたい」と要望しておられるにもかかわらず、まったく改善されていない。このことを監査委員はどのように受け止めておられるのだろうか。公金の使途の透明性に

対する県民の目がますます厳しくなっている昨今、香川県の監査制度は機能していないのではないかと、という県民の批判を受けないためにも厳正な監査をお願いしたい。

ウ (3(2)ウ(ウ)の) 「詳しい視察・調査内容の不明な旅費」について、支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

たとえば、高松市議会では政務活動費を使って視察を実施した場合、詳しい報告を求められ、その報告書は領収書類とともにホームページ上で公表されている。都道府県議会レベルでも、総務省「地方自治月報第59号」の「政務活動費に関する調(平成30年4月1日現在)」

(今回追加提出する事実証明書③)によれば、すでに17の都府県議会で視察報告書等がホームページ公開されている。これは公費を使っての活動であれば当然のことであるが、今回、否認理由を「詳しい視察・調査内容の不明な旅費」とした支出は、視察や研修等の具体的な内容やその成果が全くわからないものばかりである。監査委員におかれてはその内容について議員らに詳しく説明を求め、それに基づき厳しく監査して頂くとともに、政務活動費による視察や研修、要請陳情等については報告書の添付を求め、ホームページ公開することを強く求めて頂きたい。

エ (3(2)ウ(エ)の) 「按分されていない自家用車利用経費等」について、監査委員は、その支出が適正でないと推認されるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

監査請求書に記載の通り、監査委員が該当の議員に対して、使用日や行き先、調査内容、走行距離を記入してある「政務活動費走行台帳」(参考様式第4号)の提出を求めて監査して頂きたい。また、今後は現在公開されている収支報告書類と併せて「政務活動費走行台帳」も県民に公表することを求めて頂きたい。

オ (3(2)ウ(オ)の) 「支出先が黒塗りで親族等への支出でないかどうか不明なもの」について、監査委員はその支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を求めておられる。

監査委員には、議員らに黒塗りされていない支払先情報と雇用契約書、業務内容、勤務実態等のわかる資料の提出を求めて頂き、それらが政務活動費を充当するのに適正なものかどうかを厳しく監査して頂きたい。

前回の28年度分の監査結果において、議員に確認した結果について監査委員自ら「政務活動の実績を証明するものとして必ずしも十分とはいえないものの…」と認めておられる。「調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かである」としておられるが、「議員の合理的判断」に委ねる限度を超えているケースも多い。

さらには支払先が非公開とされることによって、近親者や勤務実態のない支援者、関係者などに政務活動費が支払われたり、支払ったことにされたりしている違法なケースが少なからずあることが推認される。

このような状況を改善するために、監査委員におかれては、鳥取県議会にならい、人件費の支払先の黒塗りを廃止するとともに、詳しい勤務実態や業務内容のわかる資料の添付を義務付けることを、香川県議会に求めて頂きたい。

カ (3(2)ウ(カ)の) 「政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの」について、監査委員はその支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

広報紙について領収書等の関係書類がインターネット公開されている他県議会のケースを

調査すると、添付された広報紙も公開しているケースが多いが、香川県議会ではそれらが公開資料に含まれていない。香川県議会でも広報紙を添付して議長に提出している議員もいるとのことだが、県民に公開される段階ではそれらは除外されている。請求人が目にしたものについては、顔写真が大きく掲載されていたり、政党関係の記述が多く含まれていたりするものもあった。

よって監査委員におかれては、議員に広報紙の提出を求め、政務活動費を支出するのに不適正な政党活動、後援会活動に該当する部分がないか監査して頂くとともに、政務活動費を支出して発行した広報紙については収支報告書とともに提出を求め、県民に公表することを求めて頂きたい。

また、事務所費を按分していない議員、例えば谷久議員については、平成30年9月14日付30監査第34-8号の監査結果において、「選挙区から離れた同事務所において政治活動や後援会活動が行われているとは考えにくい」としておられるが、同議員が高松市内の事務所において所属政党関係の活動を行ったり、高松市内在住の小豆島出身者による後援会活動を行ったりすることは十分ありえることである。香川県議会政務活動費マニュアルでは「事務所としての要件」について、「外形上の形態がある(看板・表示等)」「連絡機能が整っている」等を挙げているが、これらも不明である。

さらに、宮本議員の事務所についても同様であるが、全国都道府県議長会が示した使途基準においても、按分を基本とし「他に後援会事務所があることなどにより、事務所に政務活動費専従職員を配置し、政務活動専用を使用している事務所であれば全額充当することも可能であるとする考え方もあるが、慎重な取り扱いが必要と思われる」とされている。宮本議員も谷久議員も政務活動専従職員を雇用していれば、当然、政務活動費から人件費を支出しているはずであるが、その支出はない。

単に賃貸契約書の使用目的が「政務活動に係る事務所」と記されていることや、議員本人がそのように主張しているということだけでは「実績の証明」にはならない。実績の証明のない議員側の主張をそのまま受け入れる一方で、「請求人は自らの見解を述べているに過ぎない」と切り捨てるのでは、あまりに不公平な監査と言わざるをえない。香川県議会政務活動費マニュアルに示されている留意点に照らし、公正な厳しい監査を求めるものである。

キ (3(2)ウ(キ)の)「その他、政務活動との関連がないもの」のうち、大山一郎議員、岡野朱里子議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員、辻村修議員、西川昭吾議員、松原哲也議員、水本勝規議員、森裕行議員、山本悟史議員に係る支出について、その支出が適正でないと推認させるに足る事実及び根拠を示すことを求めておられる。

大山一郎議員の事務所費については、なお、調査を要するので今回の監査請求対象からは除外する。他の議員分についてはすべて監査請求書に記載の通りである。

ク 領収書金額が証拠書類と一致せず、否認額に誤りがある等の指摘を受けたもの、及び他の誤記等についても添付の査定表の通り修正し再提出する。

ケ おわりに

今回、追加提出する事実証明書③(総務省「地方自治月報第59号」の「政務活動費に関する調(平成30年4月1日現在)」)の示す通り、他の多くの都道府県議会が取り組んでいる情報公開の取組みが香川では全く進んでおらず、同じく追加提出する事実証明書④(全国市民オンブズマン新潟大会で発表された2018年度政務活動費情報公開度ランキング)でも明ら

かなように、香川県議会は全国の都道府県議会の中で政務活動費の情報公開度ワースト3位という不名誉な結果になっている。

毎年、住民監査請求が出されてその一部は住民訴訟まで提起され、また、監査委員も毎年、議会に対して苦言を呈し、繰り返し厳しく要望しているにもかかわらず、全く改善されず、見直しの議論さえ全く行われていないという現状に対して、監査委員におかれては、今回こそ要望などという生ぬるい対応ではなく、本来の職務権限を十分に機能させ、返還勧告にまで踏み込んだ対応をして頂けるよう強く求めるものである。

(2) 添付書類(事実証明書)

ア 補正済みの2017年度香川県議会政務活動費住民監査請求 否認理由及び議員別返還請求集計表

議員名	A 意見交換会費		B 会派共同政務活動費等		C 詳しい視察・調査・陳情要請、内容の不明な旅費		D 按分していない自動車経費		E 支払先不明の人員費		F 按分していない議会報告印刷費・事務所費等		G その他の違法・不当な支出		合計		会派共同政務活動費		
	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	件数	合計金額	自民	県政会	志誠会
1 綾田福雄	12	192,000	1	224,646	0	0	0	0	24	1,200,000	0	0	0	0	37	1,526,646		224,646	
2 有福哲二	81	542,000	1	460,000	0	0	1	248,677	12	995,500	0	0	0	0	95	2,246,177	460,000		
3 石川豊	110	791,000	1	460,000	0	0	1	426,295	12	1,200,000	0	0	1	9,072	125	2,886,367	460,000		
4 氏家孝志	66	400,000	2	302,851	9	340,485	1	399,822	9	123,000	4	297,008	0	0	91	1,863,166	220,000		82,851
5 大山一郎	0	0	1	241,775	0	0	0	0	24	1,347,000	0	0	0	0	25	1,588,775		241,775	
6 岡野朱里子	0	0	0	0	0	0	0	0	12	487,300	0	0	9	314,144	21	801,444			
7 尾崎道広	103	645,000	1	267,636	0	0	1	184,537	12	360,000	1	210,000	0	0	118	1,667,173		267,636	
8 香川芳文	123	1,164,000	1	460,000	0	0	1	193,473	12	504,400	0	0	0	0	137	2,321,873	460,000		
9 榎昭二	0	0	0	0	0	0	0	0	36	1,546,837	3	551,178	0	0	39	2,098,015			
10 鎌田守恭	0	0	1	460,000	0	0	0	0	12	960,000	1	105,300	24	1,407,816	38	2,933,116	460,000		
11 木村篤史	37	200,000	0	0	0	0	0	0	24	780,000	1	97,200	0	0	62	1,077,200			
12 黒島啓	6	39,000	1	239,836	0	0	0	0	26	1,675,800	1	206,820	0	0	34	2,161,456		239,836	
13 五所野尾恭一	0	0	1	149,028	0	0	1	32,023	12	984,000	4	639,900	2	25,540	20	1,830,491		149,028	
14 斉藤勝範	151	808,000	1	460,000	2	105,780	1	397,657	5	250,000	0	0	1	64,800	161	2,086,237	460,000		
15 佐伯明浩	177	1,043,000	1	241,435	29	552,728	1	420,523	12	342,700	0	0	21	644,797	241	3,245,183		241,435	
16 十河直	30	295,000	2	359,131	0	0	1	259,240	1	360,000	1	245,000	0	0	35	1,518,371	295,000		64,131
17 高木英一	0	0	1	460,000	0	0	0	0	12	360,000	1	334,800	0	0	14	1,154,800	460,000		
18 高城宗幸	109	788,500	1	460,000	0	0	1	394,901	0	0	0	0	0	0	111	1,643,401	460,000		
19 高田良徳	0	0	0	0	6	214,306	0	0	12	1,158,300	1	136,863	0	0	19	1,509,469			
20 竹本敏信	40	336,000	0	0	4	513,760	0	0	13	943,200	2	292,680	0	0	59	2,085,640			
21 谷久浩一	34	290,000	1	460,000	17	298,130	0	0	0	0	41	661,538	2	28,704	95	1,738,372	460,000		
22 辻村修	91	551,000	1	460,000	0	0	1	298,738	12	300,000	1	106,467	12	900,000	118	2,616,205	460,000		
23 都築信行	0	0	0	0	0	0	1	99,179	0	0	2	145,800	0	0	3	244,979			
24 西川昭吾	13	125,000	1	239,835	0	0	0	0	14	1,450,000	0	0	12	1,200,000	40	3,014,835		239,835	
25 新田耕造	1	5,000	1	194,635	21	470,333	1	185,555	0	0	7	651,240	0	0	31	1,506,763		194,635	
26 花崎光弘	11	80,000	1	269,235	0	0	1	355,736	24	1,176,000	2	196,690	5	9,996	44	2,087,657		269,235	
27 平木享	64	529,000	1	460,000	0	0	0	0	30	870,000	0	0	42	80,392	137	1,939,392	460,000		

28	広瀬良隆	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	94,920	0	0	5	94,920				
29	米田晴彦	0	0	0	0	0	0	0	12	324,800	3	316,872	0	0	15	641,672				
30	松原哲也	28	160,000	1	243,835	51	472,335	1	332,593	1	551,677	0	0	3	35,240	85	1,795,680	243,835		
31	松村秀樹	14	68,000	1	460,000	3	101,880	0	0	0	0	0	0	0	0	18	629,880	460,000		
32	松本公継	3	32,000	1	460,000	0	0	1	414,899	12	600,000	0	0	0	0	17	1,506,899	460,000		
33	水本勝規	0	0	1	460,000	0	0	0	0	48	2,400,000	0	0	12	1,200,000	61	4,060,000	460,000		
34	三野康祐	0	0	0	0	0	0	0	0	23	994,900	2	265,366	0	0	25	1,260,266			
35	宮本欣貞	129	891,500	1	149,028	0	0	0	0	0	15	1,196,920	0	0	0	145	2,237,448	149,028		
36	森裕行	106	540,000	0	0	0	0	0	0	12	900,000	0	0	5	584,849	123	2,024,849			
37	山田正芳	54	385,110	1	460,000	0	0	0	0	12	1,300,000	0	0	0	0	67	2,145,110	460,000		
38	山本悟史	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	445,392	2	1,007,600	4	1,452,992				
39	山本直樹	41	304,000	1	192,856	0	0	0	0	14	350,000	6	432,529	14	170,421	76	1,449,806	192,856		
40	山下昭史	120	608,000	2	230,000	3	80,250	0	0	0	0	0	0	0	0	125	918,250	220,000	10,000	
41	白川容子	0	0	0	0	0	0	0	0	7	223,847	0	0	0	0	7	223,847			
		1,754	11,722,110	32	9,985,762	145	3,149,987	16	4,643,848	503	27,019,261	106	7,630,483	167	7,683,371	2,723	71,834,822	7,175,000	2,653,780	156,982

(以下の書類については省略をする。)

イ 事実証明書③ 総務省「地方自治月報第59号」の「政務活動費に関する調（平成30年4月1日現在）」

ウ 事実証明書④ 全国市民オンブズマン新潟大会で発表された2018年度政務活動費情報公開度ランキング

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和元年7月31日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容から、県の財務会計上の行為として、平成29年度における政務活動費の支出のうち、住民監査請求書及び添付書類（事実証明書）に示されたものを対象とした。

2 監査対象部局

議会事務局

3 請求人からの陳述及び証拠の提出

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、令和元年8月9日に陳述及び証拠の提出の機会を設けたところ、同日、請求人の出席があり、請求人から請求の趣旨を補充する陳述がなされた。

陳述の要旨は次のとおりである。

(1) 請求人（植田真紀）の陳述（要旨）

ア 会派共同調査費の支出

県議会の会派構成が変わり、自由民主党会派でも大きく二つに分かれた。一方は46万円だけの領収書がまだ変わらず付いている状況で、その46万円の中身がわからないというのは変わっていない。もう一方の会派は、20万円前後となり、それぞれの議員の金額は違うが、かつての一律の会派共同調査費からは減額したと言える。また、社民党系会派の会費に関し

ては、この会派共同調査費が一切なくなった。このような形で、会派共同調査費は、46万円の領収書1枚だけあったのではその中身がわからず、全ての領収書を公開する、添付するという趣旨に大きく反するものである。会派構成が大きく変わり、一方の会派では、これまでの60万円、50万円といった調査費から20万円減額できており、これだけ減額できるのであれば、当初の高額な会派共同調査費は何であったのか、やはりこれは中身の調査を厳しくやっていたかかないといけなと思われる。単に領収書が1枚付いていればOKということになり、監査委員が議会に対して求めておられる、透明性を確保するということができていないと言える。会派共同調査費に関しては、厳しく再度その中身について、監査していただきたい。

イ 人件費の支出について

人件費については、支出の額の中でも、相当な額を占めている。私たちの分類の中でも、2,600万円強である。領収書の支出先がいまだに黒塗りであることによって、本当にその額が払われているのか、本当にきちんと労働をしているのかどうかということも含めて、不透明であると言える。支出先が黒塗りであることによって、親族に対して、税金から人件費が支払われているのではないかという疑念もいまだに払拭されていないという状況である。今回の監査請求の中で述べたとおり、例えば、有届議員の領収書を見ると、毎月105,000円人件費として支払っているものが、12月分だけ100,500円である。本当にこの額を支出して相手に領収を認めてもらっているものであれば、このようなミスは絶対と断言すると思うが起きない。本当に人件費が正しく使われて、その方に支払われているのか、労働がきちんとされているのかということまで監査をしていただかないと、このようなミスは起こる。何よりも、県民の多額の税金が、わからない不透明なところで人件費に使われているというのは、大きな問題である。この点に関しても厳しく監査をしていただきたい。

ウ 事務所費の支出について

事務所というのは、言うまでもなく箱だけあればいいというものではなく、きちんと事務所としての要件が整っていなければいけない。県議会のマニュアルの中でも、事務所の要件として、いくつか挙げられている。外形上の形態があるということ、看板、表示等があるということ、連絡機能が整っているということが挙げられているが、これらについても不明な事務所が多数存在している。そして、その事務所が、本当に議員の政務活動に利用されているのかといった利用実態、利用形態についても厳しく見ていかないと、事務所というのは、政務活動以外にも後援会活動や選挙活動と様々に使われることがあり、この辺の按分や利用形態が明確でないといけなないので、厳しく監査していただきたい。事務所としての要件がきちんと整っているのか、これは県議会のマニュアルに沿っているのか、というところで議員からの言い分を聞くのではなく、監査に値するものだと思われるので、実査を通して目で見ていただきたい。

エ 講演会の高額な講師料

山本議員の高額な講演会の講師料についてである。大きく二つあり、50万円と50万円を超えた額とあり、二つ合わせて100万円を超えた額が講師料として払われている。一つはこれまでもずっとと言わせていただいているが、4年連続で開催している講演会に対する講師料である。もう一つは、自らが会長を務める高松北ライオンズクラブ主催の講演会に対して、50万円余を講師料として支払っていることである。これについても、議員の言い分だけでなく

厳しい監査が必要である。自らが会長を務める団体ということで、議員が支払うということは、寄附行為に当たるのではないかと考えられるため、監査をお願いしたい。

以上の各点について、強く要望したい。

(2) 請求人（渡辺智子）の陳述（要旨）

今日提出したものは、政務活動費の意見交換会、或いは、議員がどこかの団体の属している会費を支払った場合について、各地で裁判になっており、その判決である。最初の住民監査請求書本文の中では、全国の判決はこういう方向であるということしか書いていなかったが、私どもが行っている平成25年度の政務活動費についての住民訴訟の中で、準備書面として提出した物を援用して、各地ではこういう判決が出ているというものである。よく、議員はこれはきちんとそこで県民から意見を聞いて役に立ったと、意見聴取したのだということだけで済ましているが、その判決を見るとそれだけでは不十分であり、どのように、それが政務活動、議会での活動、或いは県政に反映されたのかを、きちんと説明する責任があると述べているものである。

補正でも述べたように、総務省が調査した政務活動費に関する調査の中では、多くの議会ですでに、インターネットで領収書等を見ることができ、インターネット公開をされているところがどんどん増えている。全国市民オンブズマン新潟大会で発表された2018年度の政務活動費の情報公開度ランキングでも、香川県はワースト3位であった。そのような状況で、監査委員も返還勧告まで出されないまでも、毎年議会に厳しく要望されている。一方で議会の中でも、私どもも陳情しているが、会派の中で例えば日本共産党は議長に対し、「自分たちは、全部出している。黒塗りはしなくていい。成果物も提出しているものは全部添えて公開してほしい。例えば、それを自分のところがやろうというところからでも、会派からでもやって欲しい。」と申入れをしている。議会改革検討委員会があるが、監査委員が何度も要望されているにもかかわらず、一度も昨年度開かれていない。海外視察のことでは、少々会を持ったかもしれないが、この件については、全く議会の中で、私どもの知る限りでは議論もされていない。裁判になっているのであれば、もっと危機感を持って、しかも監査委員からも指摘されていることなので、何とかしようと思うはずなのに、全くその議論さえしていない。陳情も、結局継続審査になったものは、任期が終わったら流れてしまう。とにかく、店晒しにして知らん顔をしていれば、判決が出て返せと言われるまで、同じように支出し続けるというのは、やはり問題である。監査委員は、そのことをすごく思っているだろうが、それを返還勧告というように厳しくしないと、議員には全く応えていない。昔、私が議員をしていた時、領収書を添付するのはとんでもないと言っていた。ところが、それを出すのは当たり前になり、それも1万円を超えるものと言っていたのが、すでに全部出すのが当たり前で、しかも、今は多くの議会で、インターネット公開も当たり前になってきている。そういう状況になってきているのだから、できないはずはない。そうすると、私どもがこういう苦勞をして、一生懸命資料を調べてまとめて監査請求するという手間も、監査委員が調査をする必要も手間も減り、いろんな人がインターネット公開をされたものを見ると、当然、議員は、危機感を持って活動することになる。すでに、高松市議会では、例えばどこかに行って調査をすれば、報告書を提出するのが当たり前である。ところが、香川県議会の場合、メモ書きみたいに、どこかに行った、誰にあったかもわからない、どんな話を聞いたかもわからないもので通っている、というのは公金の使い方として問題が大きい。今、本当に財政が厳しい中で、いろんなことを見てきて役に立った

ということでOKとしてしまうことは、貴重な税金の使い方を決める議員の姿勢としては、大きな問題があると思う。是非とも、議会の構成も変わったので、今回こそ厳しい勧告を出していただきたい。

事務所費の支出で、谷久議員は、小豆島に事務所があるからこちらは専用とし、人も雇っていないし人件費も払っていない。宮本議員についてもそうである。議会のマニュアルを見ても問題があると思う。契約書に政務活動のための事務所であると書いてあるから、政務活動の事務所としてOKするのではなく、マニュアルに照らしてこれはおかしいということ、きちんと勧告していただきたい。

(3) 証拠の提出

追加の証拠として、現在進行中の住民訴訟において原告側が提出した準備書面を援用したものを提出し、主張の追加を行った。

追加の証拠の要旨は次のとおりである。（以下、提出された住民監査請求への証拠の追加についての原文の内容に即して記載する。）

ア 全国都道府県議会議長会「政務調査費の使途の基本的な考え方について」

(ア) 地方自治法第100条第14、15項の制定経緯

香川県議会の政務活動費は、平成12年地方自治法の一部改正の際に新設された同法第100条第14、15項（平成24年改正、「政務活動費」と呼称変更）に基づき制定された「条例」に基づいて交付されるものである。

上記の法改正以前にも、「県政調査費」等の名目で会派または議員に金員を交付することは広く行われており（香川県においても同じ）、その性質は補助金であると言われていたが、その法的根拠は必ずしも明らかではなかった。

この状況において、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会等が地方自治法に根拠規定を設けるよう運動し、その結果として上記法改正が行われ、政務調査（活動）費制度が創設されたものである。

上記の法改正において、政務調査（活動）費は、「調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されることから、その具体的な使途については、調査研究活動として一般的に認定される事業あるいは諸経費である限り、その範囲内で充当することができる」性質のものとされた。

他方で法制化の趣旨に基づき、「政務調査（活動）費の使途の透明性の確保を図ること」すなわち、政務調査（活動）費が「調査研究に資するため必要な経費」にのみ使用され、それ以外の使途に流用されないことを担保すべきことが強く要求されていた。

地方自治法第100条第14項（現行）が「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することができる」と定めるのは、政務活動費が『調査研究その他の活動に資するため必要な経費』にのみ使用されることを明らかにする趣旨の規定である。

(イ) 全国都道府県議会議長会「政務調査費の使途の基本的な考え方について」

(ア)記載の運動の最大の中核となった全国都道府県議会議長会は、政務調査（活動）費の交付が開始された直後の平成13年5月の全国事務局長会において、「具体的な使途について一定の基準作成を検討すべき」ことを決定した。

上記決定に沿って全国都道府県議会議長会は、検討委員会を組織して「一定の基準」の

策定にあたり、同年10月16日、「各県議会における運用に際しての判断材料」として、「政務調査費の使途の基本的な考え方について」（以下「議長会マニュアル」という。）を策定した。

すなわち、「議長会マニュアル」は、政務調査（活動）費制度の発足直後に、同制度制定の中心的な推進役であった全国都道府県議会議長会が作成したものである。

(ウ) 「議長会マニュアル」の性格

全国都道府県議会議長会は上記のとおり、政務調査（活動）費の制度を法定する運動を積極的に行っていた団体であり、かつ「政務調査（活動）費をできる限り多用途に幅広く支出できる」ことについて明確な利害関係を有する団体である。従って、その作成にかかる「議長会マニュアル」はお手盛りの要素を拭いがたく、ともすれば「議員寄り」であったり「明瞭な基準化を回避」したりする志向があることを否定しがたい。

と同時に、「議長会マニュアル」は、上記の経緯で、いまだ現実の「政務調査（活動）費」の支出状況が明らかになる前、政務調査（活動）費の使途をめぐる住民と議員・会派との紛争が深刻化する前に策定されたものなので、「制度制定推進サイドからみた『あるべき政務調査（活動）費』制度」が明瞭にあらわれているものである。そこには、

- a 制度制定を推進した側の、政務調査（活動）費制度についての根本的な認識が盛り込まれており、
- b その認識にあつては、「条例の制定以前に、地方自治法の規定の趣旨にのっとり、政務調査（活動）費の支出として許容されないものが存する」ということが含まれており、
- c かつ、「議長会マニュアル」の内容自体は、緩きに失することはあっても、厳しきに失することはありえないものである。換言すれば、「議長会マニュアル」に適合しないような支出、考え方は、政務調査（活動）費制度の本旨に則ったものではありえないものである。

(エ) 会合参加費用に関する「議長会マニュアル」の立場

「議長会マニュアル」は、「政務調査活動の形態はそれぞれの会派及び議員により異なるため」ガイドラインを統一的に示すことはせず、「運用に際しての判断基準として使途の基本的な考え方を示すほか、政務調査費を充当することが適当でない典型例を示した。

従って、「議長会マニュアル」で示されている「政務調査（活動）費を充当することが適当でない典型例」とは、各議会・会派・議員個人の個別的な事情を超えて、議長会が不適切（すなわち違法）と判断した典型例、と考えることができる。

そして「議長会マニュアル」は、議員以外の者が催す会合の参加費用に関して、以下のとおり説明している。

「会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務調査活動に適うものであることがまず基準になるものとする。（中略）議員が所属しない他団体の主催する意見交換会等の参加費は、あくまでも実質的な意見交換が中心である場合は可能と考える」（10頁）

「食糧費については、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであると認められることを前提とした上で、政務調査活動としての会議と一体であることが必要であるとする」（11頁）

公職選挙法に抵触しない場合とは、他者が主催する会議等の場合、

「会議、研修会、及びそれらに連続した懇談会での食事、飲食の議員の負担分」である（11頁）。

「祝賀会の会費」「祭りの経費」「親睦または飲食を目的とする会合の会費」「意見交換を伴わない会合の参加費」は「会費として支出するのに適しない例」である（45頁）。

(オ) すなわち「議長会マニュアル」は、各自治体における条例の制定を待たずして、会合参加費用に関して、

- a 当該会合が「実質的な意見交換が中心である場合」にのみ認められる、
 - b 食事・飲食費用の負担は「議員の負担分」が存する場合にのみ認められる、
 - c 「祝賀会の会費」「祭りの経費」「親睦または飲食を目的とする会合の会費」「意見交換を伴わない会合の参加費」の支出は認められない、
- としているものである。

イ 全国の裁判例

(ア) 政務調査（活動）費制度の施行以来、全国の裁判所で、支出の是非に関する裁判例が多数蓄積されてきたが、議員以外の者が催す会合に際して定められた会費以外の現金を交付する事例については、管見の限りでは裁判例がない。その理由は、そのような支出が広く行われている地方議会そのものが非常に少ないからである。

平成28年に全国市民オンブズマン連絡会議が四国四県と三重県の各県議会を対象として行った調査の結果によれば、高知県・三重県各県議会では「飲食を伴わず、かつ実質的な意見交換が主目的である会合」以外については参加費用は支出されていない（徳島・愛媛県議会の実情は同調査からだけでは定かでない。）（甲第69号証）。また、当代理人が全領収書類を点検した経験から直接に知る範囲内では、徳島県議会・岡山市議会ではその種類の支出が行われた例がなく、岡山県議会（裁判中）ではごく一部（3～4人）の議員が（領収書添付の必要のない支出中でその種類の支出を行っていたが平成27年度以降はこれをやめている。

ただし、全国の裁判例中には、「会費の定めがある会合の、定まった会費」、あるいは、「出席のための交通費」の支出が争われた例は多数ある。以下、これらの裁判例を「飲食を伴う会合」「飲食を伴わない会合」に分けて述べる。

(イ) 飲食を伴う会合

- a 東京地判H18. 4. 14（以下省略する。）
- b 仙台高判H19. 4. 26（以下省略する。）
- c 大分地判H23. 2. 26（以下省略する。）
- d 盛岡地判H22. 11. 19（以下省略する。）
- e 仙台高判H23. 9. 30（以下省略する。）
- f 仙台高判H23. 5. 20（以下省略する。）
- g 青森地判H24. 2. 3（以下省略する。）

(ウ) 飲食等を伴わない会合

- a 青森地判H22. 3. 26（以下省略する。）
- b 仙台高判H23. 5. 20（以下省略する。）
- c 盛岡地判H22. 11. 19（以下省略する。）
- d 仙台高判H23. 9. 30（以下省略する。）

e 福岡地判H25. 11. 18 (以下省略する。)

(エ) 裁判例の全国的状況

以上によれば、全国の裁判例は、ほぼ一致して以下の考え方をとっており、この考え方はほぼ定着しているといえることができる。

a 個々の会合等の県政・市政との関連性が一見して明白でない場合には、その会費や参加のための交通費の支出は、外形的に、政務調査(活動)費の支出として適正ではないと一応推定される。

b aの推定に反し、当該支出が使途基準に適合していることを主張する者は、会合等の内容を明らかにし、会合等が調査研究のための活動であることを具体的に主張立証することを要する。

c 飲食を伴う会合の会費の支出は、定形的に「議員の調査研究に資するため必要な費用」ではないと推認され、必要と主張をする者(被告)の側で、「議員の調査研究等として社会通念上必要なものであると認めるに足りる特段の事情」を主張立証することを要する。

上記「特段の事情」の主張立証は、①懇親会等において議員の調査研究に資する意見交換等が現になされたこと、②飲食をしながら会合するべき必要性があったこと、など具体的であることを要する。

d 子ども会、ソフトボール大会等の「会費」の支出は、定形的に「議員の調査研究に資するための必要な費用」ではないと推認され、必要と主張をする者(被告)の側で、「議員の調査研究等として社会通念上必要なものであると認めるに足りる特段の事情」を主張立証することを要する。

e 反証は「反証として意味を持ちうる程度に具体的」(仙台高判)であることを要し、「情報を知ることができ、有益であった」(盛岡地判)程度では足りない。

ウ 本件各「会費」支出の特色と「外形的事実」

(ア) 本件の各「会費」支出の特色は、同様の支出に関する住民訴訟における求釈明への釈明書によれば、以下の点にある。

a 「議員が参加するための会費」は、大半の場合、定められていない。

b 「会費が定められている」会合は少数存するが、それらはいずれも、飲食を伴う会合であるか、名称等から(「祝賀会」など)一般に飲食をとまなうものと推認される会合である。

c 「議員が参加するための会費」支出を行った議員は、「議員以外の参加者が参加するための会費」が定められているかどうかを認識していない。

(イ) 本件各会合は、これらに参加することが外形的に、地方自治法及び「条例」にいう「議員の調査研究その他の活動」に該当しない。

また、これらの「会費」として支払われた金員は、外形的に、地方自治法及び「条例」にいう議員の調査研究活動に「要する経費」に該当しない。

このことは、①前々項記載の「議長会マニュアル」の立場、②前項記載の全国の裁判例、③類似の支出がおこなわれている自治体が少数であること、④(ア) a～cの事実、により、明白である。

(ウ) よって、本件各「参加費」については、①各会合等への参加が、「議員の調査研究そ

の他の活動」に該当し、②その「参加費」の支出が議員の調査研究その他の活動に「要する経費」であることを主張する議員側に、その具体的な理由を主張立証する責任がある。

エ 団体会費に関する「議長会マニュアル」の立場

「議長会マニュアル」は団体会費に関して、以下のとおり説明している。

「会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務調査活動に適うものであることがまず基準になるものとする。例えば、経営者としての資格等、個人的な資格要件で参加している団体（例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等）の会費については、適当でないと考える。」（10頁）

「次の会費は、政務調査活動として支出するのは不適当と思われる。

・団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して収める年会費、月会費の支出は適当ではない。

・個人の立場で加入している団体などに対する会費等

（例）町内会費、公民館費、壮年会費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、および老人クラブ会費並びにライオンズクラブ、ロータリークラブの会費等で、議員個人に本来帰属する会費（中略）

・宗教団体の会費（後略）」（45頁）

すなわち「議長会マニュアル」は、各自治体における条例の制定を待たずして、団体会費に関して、

（ア） 個人的な資格要件で参加している団体の会費の支出は適切でない。

（イ） 町内会、PTA、商工会、同窓会、宗教団体は、「個人的な資格要件で参加」する団体なので、それらの会費の支出は適切でない。

としているものである。

オ 全国の裁判例

（ア） 団体会費は、議員の支出額があまり多くならないのが普通なので、裁判例は多くはないものの、以下の裁判例が存する。

a 仙台高判H19. 4. 26（以下省略する。）

b 仙台高判H23. 5. 20（以下省略する。）

c 盛岡地判H22. 11. 19（以下省略する。）

d 仙台高判H23. 9. 30（以下省略する。）

e 大阪地判H25. 2. 27（以下省略する。）

f 福岡地判H25. 11. 18（以下省略する。）

（イ） 裁判例の全国的状況

以上によれば、全国の裁判例は、ほぼ一致して以下の考え方をとっており、この考え方はほぼ定着しているといえることができる。

a 団体の目的・活動と地域政治との関連性が一見明白でないか、間接的であるか、政党活動、後援会活動など政務調査以外の目的があることが疑われる場合には、使途基準に適合していることを主張する者は、会合等の内容を明らかにし、団体加入が調査研究のために必要であることを具体的に主張立証することを要する。

b 上記の反証は「反証として意味を持ちうる程度に具体的」（仙台高判）であることを要し、「情報を知ることができ、有益であった」（盛岡地判）程度では足りない。

c 上記の反証が不十分である場合には、当該支出は違法と判断される。

カ 本件各団体会費支出の特色と「外形的事実」

(ア) 「団体の性格」の判断について、「議長会マニュアル」及び全国の裁判例に共通する考え方は、「団体の「本来的性格」を問題とし、『本来は個人要件に基づいて加入する団体』については、その会費の支出は適切でない」と一応推定する」ことにある。

(イ) 本件における団体会費にかかる各団体は、いずれも、(盛岡地判のいう)「目的・活動と県政との直接の関連性がない団体」「団体の主たる活動が会員相互の親睦と啓発を図るためのものである団体」ないしは「目的・活動内容の明らかでない団体」に属するものであり、外形的に「会費を政務活動費から支出することが適切でない」団体である。

第4 監査委員の除斥

本件請求の監査において、監査委員である高田良徳監査委員及び新田耕造監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第5 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求のうち、石川豊議員の意見交換会会費のうち1件(政務活動費を充てた支出から除かれたもの)の支出、黒島啓議員の意見交換会会費のうち1件(政務活動費を充てた支出から除かれたもの)の支出、尾崎道広議員の燃料費1件の一部(政務活動費を充てた支出から除かれたもの)の支出、佐伯明浩議員の意見交換会会費のうち1件(政務活動費を充てた支出から除かれたもの)の支出、谷久浩一議員の書籍購入費2件及び意見交換会会費のうち5件(政務活動費を充てた支出から除かれたもの)の支出、辻村修議員の意見交換会会費のうち1件(政務活動費を充てた支出から除かれたもの)の支出、平木享議員の意見交換会会費のうち4件(政務活動費を充てた支出から除かれたもの)の支出、宮本欣貞議員の意見交換会会費のうち2件(政務活動費を充てた支出から除かれたもの)、森裕行議員の意見交換会会費のうち1件(政務活動費を充てた支出から除かれたもの)の支出、山下昭史議員の意見交換会会費のうち1件及び交通費及び宿泊費のうち1件(政務活動費を充てた支出から除かれたもの)の支出並びに山本直樹議員の意見交換会会費のうち1件(政務活動費を充てた支出から除かれたもの)の支出に係る請求に関する部分は却下し、その余の請求に関する部分は、請求に理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

(1) 政務活動費の概要

地方自治法は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対して政務活動費を交付することができるとし、政務活動費の交付を受けた議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている(地方自治法第100条第14項、第15項)。

上記規定を受けて香川県議会政務活動費交付条例(平成13年香川県条例第4号。以下「政務活動費交付条例」という。)及び香川県議会政務活動費交付規程(平成20年香川県議会告示第1号。以下「政務活動費交付規程」という。)が定められている。

政務活動費の制度は、地方議員の活動基盤の充実強化を図る観点から、平成12年5月の地方自治法改正により制度化された政務調査費を前身とするもので、平成24年9月の地方自治法改

正により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に拡大された一方、政務活動費を充てることができる経費は条例で定めなければならないとされ、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとするが、新たに定められた。

政務活動費の交付の対象及び額並びに交付の方法等は、以下のとおりである。

ア 政務活動費の交付の対象及び額

(ア) 政務活動費の交付の対象（政務活動費交付条例第3条）

月の初日に香川県議会議員である者

(イ) 政務活動費の額（政務活動費交付条例第4条）

月額30万円

イ 政務活動費の交付の方法等

(ア) 知事への通知（政務活動費交付条例第5条）

議長は、毎年度4月3日までに、政務活動費の交付を受ける議員を知事に通知するものとする。

(イ) 交付決定等の通知（政務活動費交付条例第6条）

知事は、議長から通知を受けたときは、政務活動費の交付を決定し、議長及び当該議員に通知するものとする。

(ウ) 請求及び交付等（政務活動費交付条例第7条）

議員は、四半期の最初の月の10日までに、当該四半期分の政務活動費を知事に請求するものとする。

知事は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(エ) 収支報告書等の提出（政務活動費交付条例第8条）

議員は、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

議長は、収支報告書の写しを知事に送付するものとする。

(オ) 会計帳簿等の整理等（政務活動費交付条例第9条）

議員は、政務活動費の収入及び支出について、会計帳簿を調製し、その内容を明確にするとともに、領収書等を整理し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(カ) 議長の調査等（政務活動費交付条例第10条）

議長は、議員から提出された収支報告書等に関し、必要があると認めるときは政務活動費の適正な運用を図るために調査を行うとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(キ) 収支報告書等の保存及び閲覧（政務活動費交付条例第11条）

議長は、議員から提出された収支報告書等を、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。

議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例（平成12年香川県条例第79号）第7条の非公開情報を除き、これを閲覧に供するものとする。

(ク) 政務活動費の返還（政務活動費交付条例第12条）

議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度においてした政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

知事は、当該議員に対し、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(2) 政務活動費の使途基準等

ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲（政務活動費交付条例第2条）

政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴及び広報、要請又は陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付するものとする。

政務活動費は、政務活動費交付条例の別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

経費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費
研 修 費	(1)議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費 (2)団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費
要請陳情費	議員が行う要請又は陳情の活動に要する経費
会 議 費	(1)議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費 (2)団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入及び利用に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

イ 政務活動費マニュアル

香川県議会では、平成25年3月に使途基準の具体的内容や考え方などを取りまとめた政務活動費マニュアルを作成している。主な記載内容は次のとおりである。

(ア) 政務活動費の概要

根拠規程、交付制度の概要、政務活動費の使途（政務活動費が支出できる経費）

(イ) 政務活動費の使途基準

一般的な留意事項及び経費毎の使途基準（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費、人件費）

(ウ) 政務活動費の実務

政務活動費の請求・交付、会計帳簿の調製等関係書類の整理保存、収支報告書の提出等

(提出期限、提出書類、保存書類)、残余额の返還、収支報告書等の修正、情報公開

(エ) 記載例

政務活動費請求書(様式第3号)、収支報告書(様式第4号)、領収書等添付票(参考様式第1号)、支払証明書(参考様式第2号)、政務活動費経費別支出整理簿(参考様式第3号)、政務活動費走行台帳(参考様式第4号)、雇用契約書(参考様式第5号)、収支報告書等修正届(様式第5号)

(オ) 参考資料

地方自治法(抄)、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程、公職選挙法(抄)、様式(政務活動費の交付を受ける議員(様式第1号)、政務活動費の交付を受ける議員の異動(様式第2号)、政務活動費請求書(様式第3号)、収支報告書(様式第4号)、収支報告書等修正届(様式第5号)、閲覧請求書(様式第6号)、領収書等添付票(参考様式第1号)、支払証明書(参考様式第2号)、政務活動費経費別支出整理簿(参考様式第3号)、政務活動費走行台帳(参考様式第4号)、雇用契約書(参考様式第5号)、政務活動費振込口座届(参考様式第6号))

(3) 政務活動費の支出等の状況

平成29年度における政務活動費の支出の状況は、平成30年7月2日現在では次のとおりであった。

項 目	金 額
政務活動費交付金額	144,600,000円
実支出金額	139,462,663円
政務活動費を充当した支出金額	133,922,900円
残余额(返還額)	10,677,100円

※ 実支出金額は、各議員の収支報告書に記載された支出合計の総額である(各議員別の状況は次の表のとおり)。なお、41名の議員のうち、年間交付金額360万円を超えて支出している議員は25名である。

平成29年度政務活動費収支状況総括表(議員別)(年度途中辞職者を含む。)

(50音順)

平成30年7月2日現在

NO	氏 名	会 派 ※1	内 訳	交付金額①	支出金額②	残 余 額 (返 還 額) ①-②
1	綾 田 福 雄	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	2,736,341	863,659
2	有 福 哲 二	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,587,818	12,182
3	石 川 豊	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,706,235	0
4	氏 家 孝 志	自民党香川志誠会	300,000円×12月	3,600,000	3,902,309	0
5	大 山 一 郎	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,575,119	24,881
6	岡 野 朱 里 子	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	3,037,169	562,831
7	尾 崎 道 広	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,906,171	0
8	香 川 芳 文	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,637,695	0
9	樫 昭 二	共産党議員団	300,000円×12月	3,600,000	3,927,213	0
10	鎌 田 守 恭	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,072,947	0
11	木 村 篤 史	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	2,526,614	1,073,386

12	黒島 啓	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,954,497	0
13	五所野尾 恭一	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,781,275	0
14	斉藤勝 範	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,649,643	0
15	佐伯明 浩	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,846,272	0
16	白川容 子	共産党議員団	※2 300,000円×6月	1,800,000	1,361,483	438,517
17	十河 直	自民党香川志誠会	300,000円×12月	3,600,000	3,581,819	18,181
18	高木英 一	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,790,640	0
19	高城宗 幸	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,309,554	290,446
20	高田良 徳	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	3,606,546	0
21	竹本敏 信	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	3,880,905	0
22	谷久浩 一	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,680,404	0
23	辻村 修	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,651,786	0
24	都築信 行	公明党議員会	300,000円×12月	3,600,000	1,798,090	1,801,910
25	西川昭 吾	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,648,345	0
26	新田耕 造	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,791,771	0
27	花崎光 弘	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,762,036	0
28	平木 享	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,171,353	428,647
29	広瀬良 隆	公明党議員会	300,000円×12月	3,600,000	1,668,803	1,931,197
30	米田晴 彦	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	4,335,601	0
31	松原哲 也	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,693,121	0
32	松村秀 樹	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	2,004,804	1,595,196
33	松本公 継	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,006,071	593,929
34	水本勝 規	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	4,060,000	0
35	三野康 祐	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	4,018,314	0
36	宮本欣 貞	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,681,214	0
37	森 裕 行	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	3,916,824	0
38	山下昭 史	自民党香川志誠会	※3 300,000円×8月	2,400,000	1,395,645	1,004,355
39	山田正 芳	自民党議員会	300,000円×12月	3,600,000	3,590,849	9,151
40	山本悟 史	リベラル香川	300,000円×12月	3,600,000	3,637,999	0
41	山本直 樹	自民党香川県政会	300,000円×12月	3,600,000	3,571,368	28,632
計				144,600,000	139,462,663	10,677,100

(備考)

※1 会派名は平成30年3月31日現在のものです。また、会派欄中、「自民党議員会」は「香川県議会自由民主党議員会」、「自民党香川県政会」は「自由民主党香川県政会」、「公明党議員会」は「香川県議会公明党議員会」、「自民党香川志誠会」は「自由民主党香川志誠会」、「共産党議員団」は「日本共産党香川県議会議員団」を示します。

※2 白川容子議員については、平成29年9月29日辞職に伴い、平成30年1月4日から閲覧開始している。

※3 山下昭史議員については、平成29年11月22日辞職に伴い、平成30年2月21日から閲覧開始している。

2 議長及び議会事務局長に対する調査

議長に対し書面による調査を行い、必要に応じ追加調査を議会事務局長に対し実施し、その概要は次のとおりである。

(1) 意見交換会会費

石川豊議員、黒島啓議員、佐伯明浩議員、谷久浩一議員、辻村修議員、平木享議員、宮本欣貞議員、森裕行議員、山下昭史議員及び山本直樹議員に係るものの一部については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

ア 会費制でない会合等に、政務活動費を充てることの可否及びその理由について、次のとおり報告があった。

(ア) 可否

会費制でない会合等に対する支出は可と判断する。

(イ) 理由

a 政務活動費交付条例の第2条第1項で、「政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴及び広報、要請又は陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉を図るために必要な活動に要する経費に対して交付するものとする。」とし、同条第2項で、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」と規定して、議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費や団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費に政務活動費を充てることを認めている。

b 会費制でない会合等に対する支出については、それらの団体等との住民相談や意見交換等を行うに際して、政務活動費交付条例第2条第2項別表に定める経費として支出されたものに、政務活動費を充てることができる。

イ 神社や大和講総本部などの宗教関連団体、特定の政党支部、大学等の同窓会及び飲食店等への政務活動費の支出の可否及びその理由について、次のとおり報告があった。

(ア) 可否

神社や大和講総本部などの宗教関連団体、大学等の同窓会及び飲食店等への政務活動費の支出は可と判断する。

(イ) 理由

ア(イ)に同じ。

ウ 辻村修議員の香川県銃剣道連盟及び山田正芳議員の「亀の会」への多額な会費の支出の可否及びその理由について、次のとおり報告があった。

(ア) 可否

該当の会費に対する支出は不可とまでは判断できない。

(イ) 理由

辻村修議員の香川県銃剣道連盟への支出は、銃剣道を通じ住民との意見、要望等を把握するための年会費及び総会会費の合計であり、また山田正芳議員の「亀の会」は丸亀地域の発展のため意見交換を行う異業種交流会を毎月開催しており、そこに参加するための支出である。

(2) 会派共同政務活動費

自民党議員会及び自民党香川県政会の会派共同政務活動費について、政務活動費を充当した場合に議長に提出する書類の範囲について、次のとおり報告があった。

書類の範囲

香川県議会政務活動費交付条例第8条により、議員に、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書(収支報告書)に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に

係る領収書その他の支出証拠書類（領収書等）の写しを添えて提出することを義務付けしている。

領収書等については、政務活動費マニュアル19ページで領収書等の写しを領収書等添付票に添付して提出するものとしている。

なお、提出書類については各経費共通である。

(3) 議員10名の交通費及び宿泊費

氏家孝志議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員、高田良徳議員、竹本敏信議員、谷久浩一議員、新田耕造議員、松原哲也議員、松村秀樹議員及び山下昭史議員に係る、監査請求人が、詳しい視察・調査内容の不明な旅費とする視察及び要望等の内容については、次の表のとおり報告があった。

また、松原哲也議員の、香川県と全く条件の異なる東京及び首都圏近郊における「地域活性化」等調査が政務活動であることについては、「地域活性化等の各地域における状況の調査については、香川県と同じ条件の場所の視察だけでなく、むしろ香川では得られない東京及び首都圏近郊における発想、知識、経験、情報等を取得するために行なわれているものであり、今後の施策立案に資すると思われる先進的な施策を現地で調査することは、有意義な活動と認められる。」とする説明があった。

なお、山下昭史議員に係るものの一部については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

番号	議員名	政務活動費充当額(円)	旅行期間	視察及び要望等の内容
1	氏家孝志	101,070	平成29年7月18日～20日	場所：東京都、秋田県、北海道方面 目的：四国新幹線の整備及び高松空港の高カテゴリー化へ向けての調査研究を行うことにより、賑わいづくりと県内経済の発展に資することを目的とする。 内容：1) ㈱ジェイアール東海ツアーズとの新幹線建設に関するレク及び意見交換。 2) 秋田県庁において秋田新幹線、奥羽・羽越新幹線に関するレク及び意見交換。 3) 北海道庁において北海道内の空港整備状況等に関するレク及び意見交換。
2	氏家孝志	68,733	平成29年11月6日～8日	場所：沖縄県方面 目的：高松空港のLCCターミナルの建設推進と、県内で賑わい施設として建設が計画されている水族館の整備・運営手法及び「四国八十八箇所霊場と遍路道」において目指している世界遺産の運営と活用について調査研究を行うことにより、賑わいづくりと県内経済の発展のための文化財の保存と活用に資することを目的とする。 内容：1) 那覇空港LCCターミナルの視察及び意見交換。 2) (一財)沖縄美ら海財団におけるレク及び意見交換、海洋博公園等の視察。 3) 今帰仁城跡において世界遺産認定への経緯などについてのレク及び意見交換、保存体制等についての視察。

3	氏家孝志	170,682	平成30年 2月4日 ～7日	<p>場所：シンガポール</p> <p>目的：シンガポールにおける日系企業の進出動向及びインキュベーション施策等の調査研究を行うことにより、県内企業の海外進出の促進と県内経済の発展に資することを目的とする。</p> <p>内容：1) ジェトロシンガポールにおいて、日系企業の進出動向のほか、高度先進医療提供によるインバウンド施策、多言語社会における語学教育、インキュベーション施策などについてのレク及び意見交換。 2) インキュベーション施設の視察。 3) Grabタクシーの説明及び現地体験。 (2月5日に高松空港より出発する予定であったが、降雪による運休が決定したため、前日に新幹線で東京へ向かった。)</p>
4	斉藤勝範	57,400	平成29年 7月5日～ 6日	<p>場所：東京都経団連会館</p> <p>目的：陳情</p> <p>内容：四国新幹線整備促進東京決起大会に出席。</p>
5	斉藤勝範	48,380	平成29年 9月27日	<p>場所：東京都</p> <p>目的：陳情</p> <p>相手方：国土交通省</p> <p>内容：予讃線海岸寺駅から詫間駅間の海岸護岸の災害復旧についての陳情。</p>
6	佐伯明浩	24,860	平成29年 7月13日～ 14日	<p>場所：広島県立体育館及びマツダスタジアム</p> <p>目的：香川新県立体育館建設の参考とするため。</p> <p>内容：機能性及び使用状況等について視察した。</p>
7	佐伯明浩	101,070	平成29年 7月18日 ～20日	番号1に同じ
8	佐伯明浩	60,400	平成29年 11月6日～ 8日	番号2に同じ
9	佐伯明浩	39,189	平成29年 11月29日～ 30日	<p>場所：東京都</p> <p>目的：観光政策、整備新幹線、空港対策について。</p> <p>内容：国土交通省職員及び民間企業社員合同の勉強会。</p>
10	佐伯明浩	172,452	平成30年2 月4日～7 日	番号3に同じ
11	佐伯明浩	37,980	平成29年5 月17日～18 日	<p>場所：東京都</p> <p>目的：陳情</p> <p>相手方：国土交通省</p> <p>内容：航空対策、新幹線、港湾整備等について要望。</p>
12	佐伯明浩	38,090	平成29年7 月5日～6 日	番号4に同じ
13	佐伯明浩	45,148	平成30年2 月13日～15 日	<p>場所：東京都</p> <p>目的：陳情</p> <p>相手方：国土交通省、全日空、総務省、県選出国会議員</p> <p>内容：空港とAT=Ⅲ、新幹線等、羽田便、沖縄便の強化等、特別地方交付税等、港湾整備等の要望。</p>

14	佐伯明浩	33,539	平成30年2月20日～21日	場所：東京都議員会館 目的：陳情 相手先：内閣府及び県選出国會議員 内容：地元道路整備等。
15	高田良徳	58,400	平成29年7月15日～16日	場所：東京都江戸川区タワーホール船堀 目的：はたらくものの音楽祭を前日の準備状況を含めて視察。 内容：日本音楽協議会会長から全国持ち回り開催の意義、現地実行委員会から協賛企業等への働きかけなど、そのノウハウと課題を調査した。
16	高田良徳	50,056	平成29年10月30日～11月1日	場所：千葉県成田市、神奈川県横浜市 目的：地域資源を活かしたにぎわいづくりの調査。 内容：31日にJR成田駅と京成成田駅の動線の改良工事の状況を視察し、墨田区の運河や相撲を観光資源とした施設など回り、昼過ぎに日比谷音楽堂で国会議員に会い、地方創生についての国会での取り組み強化について陳情した。その後横浜のレンガ倉庫街など地域資源の利用などを視察し、翌1日は成田山新勝寺の参道の整備状況を視察した。
17	高田良徳	92,000	平成29年12月25日～27日	場所：札幌市 目的：市電の環状化の整備と効果など公共交通の状況を視察。 内容：環状化のために新設された新線の路面電車に乗車。住民生活の足としての交通機関であり、LRTの事例として検討に値するものである。
18	高田良徳	13,850	平成30年1月23日～24日	場所：神戸市 目的：復興住宅による課題の調査。 内容：被災者に復興状況を聞き、災害復興住宅「キャナルタウンウエスト」を視察した。
19	竹本敏信	474,460	平成29年4月18日～23日	場所：デンマーク王国（ボーゲンセ・コペンハーゲン） 目的：海外の教育福祉施策等を県政の参考とするため。 内容：デンマークの子育て支援、福祉、教育の講義及び高齢者センター、児童施設の視察。自治体関係部署でヒアリング。市議会議員との会談。国民学校（小中学校）視察。風力発電所視察。
20	竹本敏信	39,300	平成29年11月28日～29日	場所：東京都林野会館 目的：全日農大会及び講演会参加。 内容：TPPによる農業環境の特別講演及び農家が置かれている現状報告。
21	谷久浩一	68,280	平成29年7月5日～6日	番号4に同じ
22	谷久浩一	11,700	平成29年7月13, 14, 15, 17, 18, 19日	高松市内での打合せ等用務のため。 (高松土庄高速艇乗船回数券) 7月13, 14, 15, 17, 19日(往復)、7月18日(片道)。
23	谷久浩一	6,210	平成29年7月19日	高松市内での打合せ等用務のため。 (乗用車)

24	谷久浩一	14,760	平成29年10月28日～29日	場所：大阪市中央卸売市場 目的：地域活性化のための調査。 内容：地元水産加工品等についての意見交換。
25	谷久浩一	78,670	平成30年1月11日～12日	場所：東京都内 目的：次世代エネルギーの調査研究のため。 内容：（一財）再生可能エネルギー保全技術協会との近未来エネルギーシステム勉強会。
26	谷久浩一	6,940	平成30年1月12日	場所：小豆島内 目的：地域活性化のためのまちづくり。 内容：打合せ後に島内の観光スポットやアートを視察。
27	谷久浩一	50,780	平成30年2月8日	場所：東京都全国町村会館 目的：次世代エネルギーの調査研究。 内容：エネルギー関連シンポジウムに出席。
28	谷久浩一	690	平成30年2月9日	打合せ等用務のため。（片道）
29	谷久浩一	13,090	平成30年2月10日	場所：大阪歴史博物館 目的：地域活性化、文化財活用等の調査研究。 内容：大坂城石垣と石切丁場シンポジウムに出席。
30	谷久浩一	690	平成30年3月10日	打合せ等用務のため。（片道）
31	谷久浩一	46,320	平成30年3月20日	場所：東京都内及び大阪市内 目的：次世代エネルギー及び廃棄物からの資源再生の調査研究のため。 内容：関係団体、職員等との打合せ及び意見交換。
32	新田耕造	18,680	平成29年7月13日	番号6に同じ。
33	新田耕造	47,040	平成29年5月1日	場所：東京都憲政記念館 目的：新しい憲法を制定する推進会議に出席。 内容：憲法問題の研究。
34	新田耕造	30,900	平成29年9月1日～2日	場所：東京都内ホテル 目的：異業種交流会に参加。 内容：異業種交流間の意見交換会で情報収集。
35	新田耕造	65,991	平成30年1月23日～25日	場所：高知県、愛媛県の市町 目的：町議団との視察。 内容：新庁舎建設のための町長、町議団との視察。
36	新田耕造	170,682	平成30年2月4日～7日	番号3に同じ
37	新田耕造	2,010	平成29年4月23日	場所：東京都砂防会館 目的：拉致議連大会に参加。 内容：「拉致問題を最優先として今年中に被害者を救え！国民大集会」に参加。

38	新田耕造	36,950	平成29年5月15日～16日	場所：東京都議員会館 目的：陳情 相手方：県選出国會議員 内容：地元を始め国會議員諸氏に諸々の県の案件について陳情。
39	新田耕造	49,700	平成29年12月18日～19日	場所：東京都議員会館 目的：陳情 相手方：県選出国會議員 内容：地元を始め国會議員諸氏に諸々の県の案件について陳情。
40	松原哲也	21,340	平成29年7月13日～14日	番号6に同じ
41	松原哲也	101,070	平成29年7月18日～20日	番号1に同じ
42	松原哲也	25,880	平成29年8月17日～18日	場所：東京都せとうち旬彩館他 内容：各自治体アンテナショップを視察し、本県における伝統文化や特産品の発信や広報活動の参考にした。
43	松原哲也	53,370	平成29年8月29日～30日	場所：横浜・関内駅周辺、横浜市役所 内容：横浜駅西口で行われている駅ビル開発の現状を視察し、周辺駅との連結状況や、駅を中心とした周辺開発の目的や、今後の展開状況などの説明を受けるなど、調査研究を行った。
44	松原哲也	30,300	平成29年10月4日～5日	場所：自民党本部、新国立競技場 内容：国會議員有志等と、東京オリンピックに向けた自治体連携のあり方について意見交換し、開催前後の観光振興につながる取組み促進に向けた課題についても学び、建設中の新国立競技場を視察した。
45	松原哲也	9,299	平成29年10月18日～19日	場所：千葉県柏市中央体育館等 内容：他県での体育館等スポーツ施設の運営状況や、それらを活用した地域振興施策について視察し、本県体育館の整備促進にもつながるよう、調査研究を行った。
46	松原哲也	31,390	平成29年11月5日	場所：東京都議員会館、自民党本部 内容：瀬戸内国際芸術祭2019の開催に合わせ、より一層のインバウンドを促進し、観光産業を中心とした地域活性化について、青年局国會議員等と意見交換を行うなど、調査研究を行った。
47	松原哲也	41,233	平成29年11月6日～8日	番号2に同じ
48	松原哲也	27,000	平成29年11月20日～21日	場所：国立代々木競技場等 内容：旧県立体育館の設計者である、丹下健三氏が、釣り構造屋根で同様に設計した屋内競技場施設を視察し、今後の新県立体育館を整備する際の、デザイン様式や構造的課題解決の参考にした。

49	松原哲也	13,690	平成29年 11月24日～ 25日	場所：みなとみらい21地区等 内容：首都圏第2都市と呼ばれる横浜市において整備が進められてきた、みなとみらい21地区を視察し、東京都心との交通アクセス及び相互連携による商業、観光、コンベンションなどの先進地現状を把握することにより、サンポート高松での誘致・誘客促進の参考にした。
50	松原哲也	15,200	平成30年 1月15日 ～17日	場所：東京都議員会館、大宮駅周辺等 内容：公共交通のあり方や、四国新幹線の早期整備に向けた要望等、自民党所属国会議員と意見交換を行い、首都東京から周辺都市への交通アクセス状況について試乗を交えて調査し、大宮駅で、JR担当者より利用者状況や拠点機能整備状況等の説明を受けた。
51	松原哲也	27,000	平成30年 2月14日 ～15日	場所：埼玉県川口駅周辺 内容：首都圏近郊に位置する、川口駅を中心に浦和駅等を視察。郊外地域が直面する人口流出の現状を把握し、交通アクセスを充実させることで、交流人口の拡大を図ることを目標にするなど、調査研究を行った。
52	松原哲也	16,900	平成30年 3月25日 ～27日	場所：日本新聞博物館、横浜市役所 内容：県発行の広報誌及び議会だより、また個人で年4回発行している県政報告誌など、広報媒体の紙面充実と県民にわかりやすく広く発信できるようにしたり手法や創意工夫の参考にするための、先進地視察を行った。
53	松原哲也	6,700	平成29年 4月18日 ～19日	場所：東京都議員会館 目的：陳情 相手方：県選出国会議員。 内容：新年度事業の県関係予算レク及び要望等。
54	松原哲也	8,500	平成29年 4月27日 ～28日	場所：東京都議員会館 目的：陳情 相手方：県選出国会議員 内容：経済対策事業の支援拡充について要望、陳情。
55	松原哲也	7,700	平成29年 6月1日 ～2日	場所：東京都議員会館 目的：陳情 相手方：県選出国会議員 内容：地域公共交通整備促進について等の要望、陳情。
56	松原哲也	11,450	平成29年7 月5日～6 日	場所：東京都経団連会館 目的：陳情 相手方：県選出国会議員 内容：地方創生の推進について等。
57	松原哲也	9,810	平成29年8 月6日～8 日	場所：東京都議員会館 目的：陳情 相手方：県選出国会議員 内容：中小企業の人材不足による働き方改革の推進について。
58	松原哲也	8,500	平成29年12 月8日～9 日	場所：東京都議員会館 目的：陳情 相手方：県選出国会議員 内容：社会資本整備交付金の強化等について。

59	松原哲也	5,850	平成30年2月25日～26日	場所：東京都議員会館 目的：陳情 相手方：県選出国會議員 内容：地方活性化のため予算要求を含めた要望、陳情等。
60	松原哲也	2,220	平成30年3月9日～10日	場所：東京都議員会館 目的：陳情 相手方：県選出国會議員 内容：補正及び新年度における県関係予算要望等。
61	松村秀樹	101,880	平成29年7月18日～20日	番号1に同じ。
62	山下昭史	60,250	平成29年8月8日～9日	場所：東京都NEC本社 目的：人手不足解消や地域課題解決に向けたAIの可能性を探るため。 内容：NECの顔認証AIによる渋滞解消などのデモンストラーション、AIの今後の実用化への取組みなどの状況を調査。

(4) 議員16名の燃料費

有福哲二議員、石川豊議員、氏家孝志議員、尾崎道広議員、香川芳文議員、五所野尾恭一議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員、十河直議員、高城宗幸議員、辻村修議員、都築信行議員、新田耕造議員、花崎光弘議員、松原哲也議員及び松本公継議員に係る支払証明書の写し及び政務活動費走行台帳の写しの提出があった。

なお、尾崎道広議員に係るものの一部については、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

(5) 議員32名の人件費

綾田福雄議員、有福哲二議員、石川豊議員、氏家孝志議員、大山一郎議員、岡野朱里子議員、尾崎道広議員、香川芳文議員、樫昭二議員、鎌田守恭議員、木村篤史議員、黒島啓議員、五所野尾恭一議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員、白川容子議員、十河直議員、高木英一議員、高田良徳議員、竹本敏信議員、辻村修議員、西川昭吾議員、花崎光弘議員、平木享議員、米田晴彦議員、松原哲也議員、松本公継議員、水本勝規議員、三野康祐議員、森裕行議員、山田正芳議員及び山本直樹議員の政務活動補助職員に係る人件費について、雇用契約書の写し及び領収書の写しが提出され、次のとおり報告があった。また、岡野朱里子議員、平木享議員に係るものについては監査請求内容と異なり、岡野朱里子議員の金額は487,500円、平木享議員の金額は855,000円であることが確認された。

ア 被雇用者が生計を一にする親族（配偶者、親、子供、兄弟等）に該当しないことの説明

人件費については、生計を一にする親族を雇用した場合は充当不可としており、収支報告書の作成に当たっては、「政務活動費マニュアル」を配布するなど周知しているところであり、収支報告書提出時に、生計を一にする親族は雇用していないことを確認している。

イ 政務活動費での負担割合を2分の1超としている場合の実績の証明についての説明

政務活動費を全額充当している、大山一郎議員、岡野朱里子議員、鎌田守恭議員、五所野尾恭一議員及び竹本敏信議員については、雇用契約書に「政務活動補助事務」と記載されており、花崎光弘議員については、「政務活動に係る調査研究、研修会などの会議開催、資料

作成及び整理、会計帳簿作成等を補助する業務」と記載されており、米田晴彦議員については、「政策資料調査、整理、調査資料作成、政務活動費関係帳票整理」とあり、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認した。

櫻昭二議員及び白川容子議員については、1名分の人件費を2分の1に按分し、各々の金額に政務活動費を充当しており、平成29年10月からは、櫻昭二議員が1名分全額を政務活動費で支出している。また、給与額については、政務活動補助事務に従事した時間を確認の上、算定しているとの説明があり、提出された人件費の支出整理簿の写しにより実績に基づいて支払っていることが確認できた。

また、10分の8を充当している有福哲二議員からは、「政務活動補助事務のみとして雇用しており、10分の10とするべきところだが、政務活動以外の業務もたまに従事することも想定され、時間換算した場合、2割程度と判断したため、10分の8としている。」とする説明があり、12月分給与が100,500円となっていたことについては、領収書の金額を105,000円に訂正したことが確認された。

3分の2を充当している黒島啓議員からは、「政務活動補助事務のみとして雇用しており、10分の10とするべきところだが、政務活動以外の業務に係る電話対応等も突発的に発生することも想定され、その割合は約3分の1と見込まれることから、3分の2としている。」とする説明があった。

なお、監査請求人が現実的に到底考えられないとする水本勝規議員の人件費については、議員本人から、4名を雇用しその2分の1を政務活動費から支出している理由として、「地域内の8地区の要望や意見を聞くために雇用している4名であり、地区を分担して政務活動補助事務及び後援会事務を行っているものである。1名当たり月100,000円で、後援会事務と政務活動補助事務とを2分の1ずつとし、該当額を政務活動費に充当している。」との説明があった。

(6) 議員21名の広報費

氏家孝志議員、尾崎道広議員、櫻昭二議員、鎌田守恭議員、木村篤史議員、黒島啓議員、五所野尾恭一議員、十河直議員、高木英一議員、高田良徳議員、竹本敏信議員、辻村修議員、都築信行議員、新田耕造議員、花崎光弘議員、広瀬良隆議員、米田晴彦議員、三野康祐議員、宮本欣貞議員、山本悟史議員及び山本直樹議員に係る広報誌等の現物及び領収書の写しの提出があり、その内容は次の表のとおりであった。

議員名	広報物	作成部数 (部)	作成費用 (円)	政務活動費 充当額(円)	配布方法	配布先
氏家孝志	県政報告2月定例会	—	60,000	60,000	デザイン・データ制作のみ	
	県政報告9月・11月・2月定例会	600	89,856	89,856	直接	琴平町内
	県政報告新春号	1,400	62,920	62,920	郵送	
	香川県議会議員 氏家孝志	—	381,240	381,240	Webサイト作成	
尾崎道広	県政報告	25,000	420,000	420,000	印刷代	坂出市内
櫻昭二	議会報告Vol. 34	35,000	220,320	220,320	郵送、直接	高松市内
	議会報告Vol. 35	35,000	356,076	356,076		

	議会報告Vol. 36	35,000	305,640	305,640		
鎌田守恭	県政通信 平成30年春号	15,000	210,600	210,600	郵送	高松市内
木村篤史	県政報告 2017夏号	15,000	194,400	194,400	ポスティング	さぬき市内
黒島 啓	県政報告	14,000	413,640	413,640	郵送、直接	小豆郡内
五所野尾恭一	県政だより平成30 年1月1日号	1,000	91,800	91,800	ポスティング	まんのう町、 琴平町内
	議会報告No.18-1	8,000	402,840	402,840		
	議会報告特集	1,000	382,320	382,320		
	議会報告No.18-3	8,000	402,840	402,840		
十河 直	県政通信2018	25,000	490,000	490,000	郵送	さぬき市内
高木英一	県政報告No.9	30,000	669,600	669,600	郵送	牟礼町、 庵治町、 高松市東部
高田良徳	議会・県政レポー ト2018冬号	13,700	273,726	273,726	郵送	善通寺市内
竹本敏信	県政レポート 2017春	16,000	248,400	248,400	郵送、折込	高松市内
	県政レポート 2018春	20,000	336,960	336,960		
辻村 修	政務活動報告書	2,000	212,934	212,934	郵送	善通寺市内
都築信行	県政だより	12,000	220,800	220,800	直接、郵送	高松市内
	つづき信行香川県 議会議員	—	64,800	64,800	HP改訂	
新田耕造	県政報告	1,000	7,020	7,020	郵送	県内外
	県議会報告17-4	1,000	323,460	323,460	郵送、直接	
	県議会報告17-8	1,000	323,460	323,460		
	県議会報告17-10	1,000	274,860	274,860		
	県議会報告 2018-1月号	800	324,540	324,540		
	新田耕造オフィシ ャルウェブサイト	—	43,740	43,740	HP、サーバー更新	
		—	5,400	5,400	HP更新	
広瀬良隆	広瀬良隆 けんみん通信	5,000	165,240	165,240	ポスティング、 直接	高松市内
	公明党香川県議 会議員ひろせ良隆	—	3,000	3,000	HP更新代	
		—	3,240	3,240		
		—	15,120	15,120		
—	3,240	3,240				
花崎光弘	県議会報告16-12	3,000	323,460	323,460	ポスティング	東かがわ市 内
	県政報告	6,000	69,920	69,920	郵送	
米田晴彦	HOT県通信11号	25,000	186,732	186,732	郵送	丸亀市内
	HOT県通信12号	25,000	186,732	186,732		

	HOT県通信13号	25,000	260,280	260,280		
三野康祐	県政報告ネットワークだより31号増刷	20,000	493,473	493,473	郵送、直接	高松市内
	県政報告ネットワークだより32号	750	37,260	37,260	直接	
宮本欣貞	県議会報告17-7	1,000	323,460	323,460	ポスティング	高松市内
	県議会報告17-10	1,000	323,460	323,460		
	県議会報告18-1	1,000	323,460	323,460		
	県議会報告18-3	1,000	323,460	323,460		
山本悟史	県政レポート2017年夏号	111,200	450,360	450,360	ポスティング、折込	高松市内
	県政レポート2018年新春号	100,100	440,424	440,424		
山本直樹	山本なおき通信2017年夏号	6,350	24,840	24,840	郵送	丸亀市内
	山本なおき通信2017年秋号	15,000	399,600	399,600	ポスティング、郵送	
	山本なおき通信2018年冬号	7,500	30,240	30,240	郵送	
	山本なおき通信2018年冬号追加	1,000	6,674	6,674	郵送	
	山本なおき通信2018年冬号追加	800	4,104	4,104	郵送	
	山本なおき通信2018年春号	15,000	399,600	399,600	ポスティング、郵送	

(7) 議員6名の事務所費

ア 鎌田守恭議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成26年4月1日、賃貸借の対象を1階の一部及び3階の1室の一部とし、賃料は1階の一部が月額45,500円、3階の1室の一部が月額64,000円とするものであり、使用目的については、「県議会議員としての政策事務所としてのみ使用し、その他の目的には一切使用してはならない。」と規定されている。

また、光熱水費について、契約日を平成26年4月1日、料金の負担割合を1階が3分の1、3階が2分の1とする内容の契約が締結されている。

議員からは、「当該事務所に係る賃借料及び光熱水費については、政策事務所としての用に使用する部分、つまり、政策活動を行う事務所スペースとして使用する部分に係る金額を按分して算出している。さらに、政務活動費マニュアル13ページに事務所の賃借料の留意点について、「自己又は生計を一にする親族が所有する不動産の賃借料については、政務活動費は支出できない。」と記載されており、親族が役員である企業への支出まで制限されていない。」とする説明と併せて、賃借料及び光熱水費の全体支払額（政務活動費を充当していない部分を含むもの）の報告があった。

イ 谷久浩一議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成25年3月18日、賃料を月額65,000円とするものであった。

議員からは、「土庄町にも自己の会社の中に事務所があり、政務活動費に家賃を計上している当該事務所（所在 高松市）は、専ら政務活動を行うためのものであるため、事務所に係る経費は按分せず、政務活動費として計上している。当該事務所には、谷久浩一事務所として表示があり、事務用品も備え事務所としての機能も有しており、郵便受けや携帯電話による連絡機能もあり、事務所としての要件は満たしている。また、当該事務所は地元である土庄町外にあるため、後援会活動を行うことはなく、事務所に政務活動専従職員は配置していないが、政務活動専用を使用している。」とする説明があった。

ウ 辻村修議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成28年3月31日、賃料を月額150,000円とするものであり、使用目的については、「政務活動に係る事務所として使用するものとする。」と規定されている。

議員からは、「当該事務所は、政務活動用事務室及び書類等の倉庫として賃借したもので、金額については近隣の相場からも適正であると考えている。」とする説明があった。

エ 西川昭吾議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成29年4月1日、賃料を月額200,000円とするものであり、使用目的については、「事務所店舗の目的にのみ使用するものとする。」と規定されている。

議員からは、「当該事務所には補助職員を配置し、事務所であることの看板も設置しており、政務活動及び後援会活動等に使用している。近隣の相場に比べても安価であり適正なものと考えている。」とする説明があった。

オ 水本勝規議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成19年5月1日、賃料を月額200,000円とするものであり、使用目的については、「県会議員として政策事務所を使用するための事務所として使用するものとする。」と規定されている。

議員からは、「当該事務所は、政務活動用務と後援会用務で、事務室及び県政報告や地元の要望を聞き取り調査の会場として使用している。物件は、空き家となっている住宅、50人程度の人が集まれるスペース、20台駐車可能な空き地も含まれるため、賃料は適正と考えている。」とする説明があった。

カ 宮本欣貞議員の事務所費

建物賃貸借契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、賃貸借契約の内容は、契約日を平成27年4月1日、賃料を月額100,000円とするものであり、使用目的については、政務活動を行うために賃貸したものであり、実態として政務活動用務のために使用していることから、家賃については、全額政務活動費に計上している。

議員からは、「当該事務所は、自宅から少し離れた場所に位置し、宮本欣貞事務所との表

示もしており、机、パソコン等の事務用品を備え、駐車場もあることから事務所として機能も有しており、郵便受けや携帯電話による連絡機能もあり、事務所としての要件は満たしている。また、後援会活動は自宅を拠点に行っており、事務所に政務活動専従職員を配置していなくても、政務活動専用を使用していると考えられるものである。」とする説明があった。

(8) 谷久浩一議員のwearable翻訳機購入費及び携帯電話利用料

領収書の写しの提出並びに議員本人から説明があった。

これによると、香川県においてもインバウンド需要が見込まれることから、小豆島への外国人観光客の動向を調査するため、直接インタビューを行うときに使用を目的に購入したものである。また、携帯電話利用料については、他の用務で使用している電話とは別に政務活動専用で携帯電話を使用しているものである。

(9) 議員6名の書籍購入費

石川豊議員、岡野朱里子議員、谷久浩一議員、松原哲也議員、森裕行議員及び山本直樹議員に係る、監査請求人が、政務活動との関連がないとする書籍購入費について、政務活動のためのものであることの説明が、次の表のとおり報告があった。

なお、谷久浩一議員に係るものについては、監査期間中、収支報告書等修正届が議長に提出され、政務活動費を充てた支出から除かれている。

番号	議員名	書籍名	政務活動のためのものであることの説明
1	石川 豊	一喝吉田松陰の靈言	この国の政治を維新するための心構えは、胆力を鍛え直すことから始めなければならない。不惜身命、言行一致の精神が必要である。自らが世のため人のために尽くさんとする熱意が大切であると教わり、明日の日本を考える心構えにしたいと施策立案の参考とするため購入。
2	石川 豊	清水幾太郎の新靈言	戦後保守の言論界のリーダーであり、日本の社会学研究に大きな影響を与える、基地闘争や60年安保闘争で、市民運動の先頭に立ったが、安保以降、マルクス主義的歴史観と決別し、憲法改正や核武装を唱えるなど、右寄りになった。日本の自主性、独立性を強く訴えたその思想に施策立案していく上で参考となる為に購入。
3	石川 豊	孔子「怪力乱神」を語る	孔子は釈迦、ソクラテス、キリストと並ぶ四大聖人であり、今の中国には神と霊と人生修業の場としてのこの世と転生輪廻の思想が必要である。儒教は道学であり、道徳を説きつつ政治の道や礼節、国家の政治秩序を説き、いかに国をうまく治めるかを説いている。施策立案の参考とするために購入。
4	石川 豊	荘子の人生論	荘子は徹底的に型にはめ込まれるのを拒否した生き方をした個性的な人である。宗教や学問や道徳は、人を型にはめ込んで教育しようとするところがある。外側から善悪のレッテルをはろうとするところがある。荘子は、徹底的に主観的に生きようとした。人生は直線ではなく曲線である。より早く、より短距離、より合理的に目的地につくことを人生の理想と考えるのではない人生を説いている。立案に参考となる為に購入。

5	石川 豊	老子の幸福論	老子は5千字程度のお経（老子道徳經）で「道（タオ）」を語り尽した。タオは真理であり、道であるから神はいらない。この世とあの世があると思うところに間違いが起こる。タオがあるだけである。あくせくしすぎたり、勝敗にこだわりすぎたり、この世的な成功に執着しすぎた時に老子の思想も良いのではないか。施策立案の心構えに参考と購入。
6	石川 豊	老子の復活・荘子の本心	老子、荘子は道教であり、日本では日本神道に近いものであり、民衆に根付いたものであり、一部は習俗にもなっている。老子の復活は中国人の思想であり、荘子はどちらかと言えば現代的なものである。今の中国の無神論、唯物論から法家主義を強めて軍事的覇権主義から老荘思想を取り入れることに依り、民主主義、世界平和に近づくのではないか。施策立案の参考とするため購入。
7	岡野朱里子	理念と経営	経営者の理念経営について書いているもの。経営者（中小企業）の方々のおもいに触れることは大変有意義であり、行政や政治が何をお手伝いできるのか理解が進む。香川県における中小企業の支援や産業振興の政策立案に参考とするため購入した。
8	岡野朱里子	13の徳目	同じく経営者の理念経営のための一冊。政治の中でリーダーシップやチームワークが必要な時のための学びとなる。経営支援の政策立案のため購入した。
9	岡野朱里子	志の実実践発表会の書籍	全国の経営者の方の生き方について支援された方の本。地域貢献や社員教育、組織のあり方について学べる。同じく経営支援の政策立案のため購入した。
10	森 裕行	考古学ジャーナル	「考古学ジャーナル」はわが国唯一の考古学月刊誌であり、戦後急速な発展を遂げた考古学のすべてを網羅し、内容は論考、連載講座、トピックス、発掘報告、文献紹介、書評、博物館紹介など多岐にわたり、現況を知ることにより、現状の考古学について知ることができる。県の文化財保護などの政策立案に参考となるため購入した。
11	森 裕行	考古学	考古学より日本の歴史へのアプローチを目的とする学術専門誌であり、毎回、特集を組み、テーマごとに発掘された遺構、遺物の面から歴史を再構築あるいは文献史学を補強し、文化の様相、歴史的意義を明らかにしている。短文の論考が多く、理解しやすいように編集されている。考古学と史学の両面より理解していける。県の文化財保護や学校における歴史教育などの政策立案に参考となるため購入した。
12	松原哲也	定番のライン&フェイスブック	議員活動報告及び課題認識共有をより積極的に行うため、SNSを活用した活動推進に向けた手法や効果拡大等への研究のために購入したものである。
13	山本直樹	バカ論	題名とは異なり、世間一般に対する見方、取上げ方の参考になっている。幅広い県政の各種分野の政策立案に大いに役に立つものである。
14	山本直樹	琥珀の夢（上・下）	サントリー創業者鳥井信治郎をモデルに、企業のあり方、社会的責任とは何か、また人としての生き方を考える参考になる。各種政策の立案や検証を進める上で幅広く役に立つものである。

(10) 岡野朱里子議員の調査研究及び研修に係る会費

会費や参加した研修に係る具体的内容、領収書の写しの提出及び議員本人の説明の報告があった。

これによると、当該支出金額は、日創研香川経営研究会、香川中小企業家同友会及びスモールサンの会に対するの支出である。なお、日創研香川経営研究会年会費及び書籍代については、監査請求内容と異なり、金額は74,644円であることが確認された。

日創研香川経営研究会は、中小企業の活性化のための人材育成の各種研修などを行う株式会社日本創造教育研究所の香川支部であり、中小企業の成長発展のための研修会、セミナー、勉強会等を行っている。

香川県中小企業家同友会は任意団体であり、各県同友会、中央には中小企業家同友会全国協議会が組織されている。香川県中小企業家同友会の所在地は、高松市林町2217-15で、中小企業の発展や地域貢献、社員教育などを行っている。

スモールサンの会は、中小企業サポートネットワークの略称であり、主宰は立教大学名誉教授山口義行、事務所は東京都豊島区東池袋2-1-13である。高松ではメンバーで毎月事業承継や社員教育、障害者雇用や女性活躍などの勉強会を行っている。

日創研香川経営研究会に係る会費については、メンバーであるLicomoにおいて、飲食付の勉強会、拡大委員会を行ったため、当該施設に会費として支払ったものである。議員本人からは、「地域の中小企業の発展及び県の産業振興のための調査研究は必要であり、2020年4月25、26日に日創研の全国大会を行うに当たり、全国の経営者の方々が満足してくださるようその内容について討論や講師の推薦等、特に行政との間で取り上げられる女性活躍やSDGsの専門家について提案する予定である。」とする説明があった。

スモールサンの会に係る会費については、「デジタル社会を学び未来を創造する」の演題で平成29年4月12日に高松テルサを会場として開催された研修会や、全国の中小企業の中で挑戦する経営者の事例発表や基調講演、大学教授とのセッション、質疑応答による実践的な研修会である「スモールサン日曜大学」への参加費、毎月各界で活躍している専門家を招いて開催している勉強会の年会費であり、地域の中小企業もしくは中小企業を支える地元金融機関の人をつなぐ場づくりとその方々が専門性の高い講師から情報を得る場づくりを行い、多くの経営者、後継者の方や金融機関の方々と共に、会社の発展、社員の満足、そして地域の発展について学びを深めており、Web業界やIT活用の変化、PRや業務のスリム化など行政でも取り入れられるものがたくさんあるとの説明があった。

(11) 岡野朱里子議員の勉強会の会場費等

LIFE STYLE BOUTIQUE GRACE MARKET発行の領収書に係る会議の具体的内容、領収書の写しの提出及び議員本人の説明の報告があった。

これによると、岡野朱里子議員外1名が主催したものであり、平成30年1月21日に、和の音楽と洋の楽器の違いと似ている点を遊び楽しむことを目的として、子供とその親を対象に開催したものである。議員本人からは、「子ども達に日本と西洋の似ている楽器のその使い方や音色の違いなどを実際に体験してもらおう。そのことにより、県内の学校や幼稚園での楽器整備について考えた。(全体的に和の楽器の導入が少ない。)」との説明があった。

(12) 五所野尾恭一議員の菓子購入費

会議の具体的内容や、事務所における政務活動のためであることの参考資料、領収書の提出

及び議員本人の説明があった。

これによると、平成29年4月23日、平成30年2月24日、まんのう町で地区住民を対象とした県政報告会に使用したものである。

(13) 議員4名のはがきの購入費又は印刷費

佐伯明浩議員、森裕行議員及び山本直樹議員に係る、年賀はがき等の購入日、購入枚数、購入金額、購入目的、使用実績等及びその現物の提出並びに議員本人からの説明があった。

これによると、佐伯議員は年賀はがき以外のはがきを県政報告用として7,100枚購入しており、森議員は年賀はがきを10,500枚、山本議員も年賀はがきを6,400枚、県政報告用に購入したものである。

斉藤勝範議員に係るはがき印刷代については現物、領収書の写しの提出並びに議員本人の説明があった。

これによると、県政報告のため、はがき2,000枚にその内容を印刷し、料金別納郵便としたものである。

(14) 佐伯明浩議員の事務所費（光熱費）

雇用契約書の写し及び領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、自宅内に政務活動のための事務所を置いており、議員からは、「当該事務所において事務員が、政務活動に係る陳情等の処理や、資料作成を行っており、専ら政務活動事務に従事している。なお、電気代は、家庭分と事務所分（政務活動費分と後援会分）に分けて使用しているため、使用頻度を考慮して4分の1としている。」とする説明があった。また、事務員の雇用契約書においては、職務内容として政務活動補助事務と記載されている。

(15) 議員3名の菓子、コーヒー、飲み物等購入費

花崎光弘議員、平木享議員及び佐伯明浩議員に係る菓子、コーヒー、飲み物等購入については、領収書の写しの提出及び議員本人の説明があった。

これによると、政務活動事務所における来客用のための菓子、コーヒー、飲み物等として購入したものである。

(16) 松原哲也議員の名刺代

現物、領収書の写しの提出並びに議員本人の説明があった。

これによると、該当する名刺は、視察、調査、議会、要請陳情を行うのに不可欠なものであり、近隣の業者と金額に差がなく、作成までの期間が短縮されるため、当該企業に発注したものである。

(17) 山本悟史議員の講演会の講師料

講演会の具体的内容及び講師代の領収書の写しの提出並びに議員本人の説明の報告があった。

これによると、平成29年6月3日にサンポートホール高松かがわ国際会議場で開催された動物愛護パネルディスカッションについては、動物愛護推進に係る啓発活動が目的であった。議員からは、「支出の前には議会事務局に相談し、問題がないとの返答をもらった上で、当該パネルディスカッションを実施した。なお、その前に同じ会場でライオンズクラブの百周年記念事業としてのセレモニーと講演会を開催しているが、今回の支出はそれとは別で、動物愛護センターに係るパネルディスカッションに関してのものである。従来から、本県の犬猫の殺処分は全国ワースト、あるいはそれに近い状態が続いており、動物愛護センター建設を前にして、県民の関心を高めることは県議会議員としての役割の一つだと考える。当日の議論としては、愛

護センターが完成して、殺処分がゼロに近づいたから終わりという話でなく、ペットショップやブリーダーの問題も含め、最終的には人間がきちんと最後までペットを飼育する環境を整えていく必要があるとの認識で一致した。なお、著名なパネラーを招聘したことにより、当日の参加者は動物愛護関係者以外も多数参加し、またマスコミにも取り上げられたので、その後の行政への影響力も含め、かなりの費用対効果があったと考えている。経費については、通常より低く抑えてもらっており、その点においても、費用対効果は確実に高かったと確信している。政務活動費を使つての開催は今回が初めてであるが、動物愛護の問題に関しては、普段から取り組んでおり、一般質問等でも頻繁に取り上げている。」との説明があった。

また、高松国分寺ホールにおいて開催された講演会は、平成29年11月4日に、県政への関心と子育てや学力向上等を目的とし、その内容は県政報告会と講演会である。議員本人からは、「支出の前には議会事務局に相談し、問題がないとの返答をもらった上で、県政報告会を兼ねた当該講演会を実施した。2017年のテーマは「“あなたのため”を考える」で、1部ではインドでかき氷屋を開店した高松市内の小学生と保護者の話を聞き、2部で坪田塾塾長の坪田信貴氏の講演という形をとった。講演内容は、映画「ピリギャル」の話をベースにしなが、1部の小学生の体験も踏まえてのもので、講演後の感想も例年どおり、すこぶる評価の高いものだった。講演後の2018年2月定例会では、本県の子どもの自己肯定感の向上について一般質問を行っており、毎年の講演内容をしっかり県政にいかしていると自負している。なお、監査委員からは政務活動費の使い方として問題ないという判断を例年いただいているが、今回も過去と同様の開催内容であり、問題は全くないと考えている。過去には、2014年11月、2015年10月、そして、2016年10月に開催した。いずれも講演の評判がすこぶる良く、次回もぜひ、という声を毎回いただいている。」との説明があった。

3 監査委員の判断

(1) 監査の視点

政務活動費の制度は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の地方自治法改正により政務調査費として制度化されたものであり、平成24年の地方自治法改正により、名称及び交付目的が改められ、透明性の確保に努めつつ用途について拡大できるようにされたものである。

改正された地方自治法では、政務活動費の交付の対象や額、交付の方法に加え、充当できる経費の範囲についても、条例で定めなければならないこととされており、これを受けて、香川県では平成24年12月に香川県議会政務調査費交付条例を改正し、題名も香川県議会政務活動費交付条例に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲について定め、対象経費とその内容を別表に掲げている。

もとより、議員の職責は広範なものであり、これに応じて政務活動も広範にわたるものであるから、その外縁を明確に定義することは困難である。また、議員の特定の活動が、政務活動と政治活動の性質を併せもつ場合があることも否定できない。

そこで、香川県議会では、平成25年3月に香川県議会改革検討委員会において、政務活動費の用途基準の具体的内容や考え方などを明らかにした政務活動費マニュアルを作成し、その後、平成29年2月に一部改正している。この政務活動費マニュアルは、全国都道府県議会議長会が示した考え方を参考に決定されたものであり、全国共通の標準的な基準に沿うものであって、一定の合理性を有するものと考えられる。

もちろん、政務活動費マニュアルは、法規範性を有するものではなく、同マニュアルに適合しないことをもって直ちに不適正な支出であると即断することはできない。

しかしながら、政務活動費マニュアルは、全ての会派の議員によって構成された香川県議会改革検討委員会でまとめられたものであって、「平成25年4月から交付される政務活動費について、その用途基準や手続き等の実務を定めたマニュアルの検討を行い、決定した。」とされており、各議員にとっても政務活動費を充当して支出できる経費の判断基準となっている。

このように、政務活動費マニュアルは、政務活動費交付条例で定めるところの政務活動費を充てることができる経費の範囲の具体的内容を推知させるものであって、用途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきものであると解される。

したがって、政務活動費の個々の具体的な支出が条例で定める経費に該当するか否かの判断に当たっては、議員から提出された収支報告書等を基に、まず、それが政務活動費マニュアルの定めにも適合するか否かを基準とし、これにより難しいものについては、当該政務活動費の支出の時期、場所、内容、効果等を総合的に考慮し、社会通念に従い判断するのが妥当である。

議員の政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすためには、自主性、自律性が尊重されなければならないことから、個々の経費の支出については議員の裁量的判断に委ねられている。一方で、知事は、財務会計行為の適正を確保し、適正を欠く場合は是正する等の責務を有しており、政務活動費についても公金である以上、政務活動費の支出に、関係法規に照らして明らかに違法又は不当と認められるものが存する場合には、返還を求めるなどの措置を講ずる必要がある。

監査委員は、地方自治法、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程及び政務活動費マニュアルによるほか、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法又は不当な支出として示されたものについて、次のとおり判断する。

(2) 個々の監査対象についての判断

ア 意見交換会会費

(ア) 政務活動費の意見交換会会費への充当

a 意見交換会の意義

議員が、住民に対し県政に関する情報を報告・提供するとともに、住民からの意見・要望を聴取することは、議員の活動として当然のものであり、このことは否定されるべきものではない。むしろ、このような議員と住民との直接対話は、活発に行われるべきである。

また、議員と住民の意見交換は、議員が主催して意見交換会を開催するよりも、場合によっては、地元自治会等の様々な機会を活用する方が、多くの住民の出席が望め、幅広く地域に密着した生の声を聴取することも可能であり、それら様々な機会を活用して意見交換が行われることも否定することができない。

b 政務活動費を意見交換会会費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、会議費として「団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費」が、研修費として「団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費」が、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同

で実施するものを含む。)に要する経費」が、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。

したがって、意見交換会に係る経費について、会議費、研修費、調査研究費又は広聴広報費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

c 政務活動費を充当することのできない経費

政務活動費マニュアルによると、意見交換会に係る経費については、冠婚葬祭などの出席(葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等)、宗教活動(檀家総代会、報恩講、宮参り等)、親睦会、レクリエーション等への参加のための経費などは、私的経費への支出であって、政務活動費を充当することに適しない支出であるとされ、また、個人の立場で加入している団体などに対する会費等(町内会費、同窓会費、老人クラブ会費等)、飲食・会食を主目的とする各種会合や、バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とはいえない場所での飲食、議員が他の団体(農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等)の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席、公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を越えた飲食への支出も、政務活動費を充当することに適しない支出であるとされている。

(イ) 各議員の意見交換会会費の支出の適否

a 会費制でない意見交換会会費の支出の適否

地方自治法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定されている。

したがって、政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法、充当可能な経費の範囲については、各地方公共団体の裁量に委ねられており、それぞれの団体の規模や地域の実情、議員の調査研究活動の実態等の諸事情を考慮して、条例で定めることが可能であると解することができる。

香川県では、地方自治法第100条第14項の規定を受け、政務活動費交付条例を制定するとともに、その具体的運用については、政務活動費マニュアルを作成している。

請求人は、会費が明確に設定されていない会合等(地元自治会や各種団体の会合やお祭り、趣味の会等)に「県政に関する意見交換会会費」等の名目で政務活動費を支出することは、全国の都道府県議会においても特異な支出であると主張するが、そもそも、政務活動費を充てることができる経費の範囲は各地方公共団体の条例で定められるものであり、地方公共団体間で取扱いが異なることもあり得る。

また、本県の政務活動費マニュアルにおいては、会費が明確に設定されていない会合に政務活動費を充当できないとはされておらず、議長の説明でも、会費制でない会合等に対する支出について、団体等との意見交換等を行うのに際して、政務活動費交付条例第2条第2項別表に定める経費として支出されたものに、政務活動費を充てることができるとしている。

本件支出については、全て、証拠書類として同条例で定める領収書等の写しが提出さ

れていることから、手続は適正に行われており、違法又は不当な支出であるとはいえない。

b 領収書発行者が宗教関連団体となっている意見交換会会費の支出の適否

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている領収書発行者が宗教関連団体となっている領収書等添付書類を提出している議員に係る意見交換会の内容等の説明を求め、調査を行った。

その結果、いずれも地域の伝統文化や地域の活性化等に関し、寺や神社等の関係者との意見交換会や講の集まりに時間をとってもらって開催した県政報告会等に係る経費として支出したものであり、政務活動の一環と認められることを確認したとの説明があった。

請求人は、領収書発行者が神社や大和講総本部などの宗教関連団体となっているものについては、政務活動費の使途として不適正であると主張するが、政務活動費マニュアルにおいて支出が適さないとして例示されているのは檀家総代会、報恩講、宮参りなどの宗教活動に対する支出であり、一般的に宗教活動とは布教、伝道などの宗教的理念・動機に基づく活動であると解されることから、確認できた意見交換会等の内容によれば宗教活動そのものへの支出ではなく、明らかに、使途基準に違反しているとまではいえない。

c 多額な意見交換会会費の支出の適否

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている多額な会費の領収書等添付書類を提出している辻村修議員及び山田正芳議員に係る意見交換会の内容等の説明を求め、調査を行った。

その結果、辻村修議員からは、年会費と総会会費を合せて支出したものであるとの説明があった。また、山田正芳議員からは、当該支出は地元丸亀市の発展のため毎月学習交流会を開催している会の年会費であり、この会に参加することで地元の様々な課題等を知り、情報交換ができる非常に有意義で重要な会であるとの説明があった。

請求人は、会費の額が極めて多額であり、県政に関する意見交換に要する費用とは到底考えられないと主張しているが、具体的な根拠を示しておらず、自らの意見を述べているに過ぎない。

また、政務活動費マニュアルにおいて会費の上限を定められているわけではなく、辻村修議員の会費は年会費と総会会費の合計額であり、山田正芳議員の会費は毎月意見交換の場を設けている会の年会費であることを考慮すれば、一概に多額とはいえず、違法又は不当な支出であるとはいえない。

d 同窓会と推認される会費の支出の適否

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている同窓会と推認される会費の領収書等添付書類を提出している宮本欣貞議員に係る意見交換会の内容等の説明を求め、調査を行った。

その結果、領収書発行者は「日本大学校友会香川県支部高松桜門会」となっているが、内容は同会が3か月ごとに開催している勉強会の会費であり、主に経済状況やその課題について、経済界の同会会員を講師に招き、意見交換しているものであるとの説明があった。

請求人は、大学の同窓会会費であり、自費で支弁すべきであると主張するが、同じ学校の卒業生が当時を振り返るために集まるイベントで、いわゆる懇親会の要素が強い会合である通常の同窓会とは異なり、当該会合の内容は、前述のとおり、政務活動の一環としての意見交換の場であると認められることから、使途基準に違反しているとまではいえない。

e 個々の意見交換会会費の支出の適否

個々の意見交換会会費において不適切な支出があるか否かについては、その判断の前提として、最高裁平成元年（行ツ）第68号平成2年6月5日判決に示すとおり、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきである。

本件住民監査請求に係る意見交換会会費のような種類のものの違法性又は不当性は、事柄の性質上、個別の支出ごとに判断するほかないと考えられることから、その監査請求においては、違法性又は不当性を推認させるに足ることを証する書面を添えて、個別的、具体的に摘示することを要するものというべきである。

請求人は、監査委員に対し、「会費額」が示された通知文書や当該会合における意見交換の具体的内容についての報告書の提出を議員に求め、それが公職選挙法に抵触する違法な支出でないかどうか、また、政務活動費を充てることが不適正な飲食目的の会合でないかなどを監査するよう主張するが、議員の調査研究活動の範囲は広く解されているところ、違法又は不当な支出があったことを推認させるだけの一般的、外形的な事実の存在を具体的に主張したとはいえない。また、広範多岐にわたる議員活動の中でなされる意見交換が、どのような内容であったかの報告を全議員が全て行うことは困難であり、法令等にもそのような定めはない。

したがって、請求人の主張は合理性がなく認めることはできない。

(ウ) 公職選挙法違反の判断

公職選挙法第199条の2第1項では、同項ただし書きに当たる場合を除き、公職の候補者等は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならないとされ、同法第249条の2にはこれに違反した場合の罰則も定められている。

請求人は、会費制でない会合への支出は公職選挙法で禁止された寄附行為に該当するものであると主張し、今回の監査において公職選挙法違反の判断をすることを監査委員に求めているが、監査委員は、意見交換会会費を支出した各議員の行為が公職選挙法の規定に違反するかどうかの点まで判断をすることはできない。

イ 会派共同政務活動費

(ア) 政務活動費を会派共同政務活動費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることのできるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、研修費として「議員が行う研修会、講演会等の実施（

共同で実施するものを含む。)に要する経費」が定められており、共同で実施するものを含むことが明記されている。その意味について、政務活動費マニュアルでは、議員と会派等が想定されるとし、政務活動費を会派共同調査費や議員連盟会費等に充当することを認めている。

(イ) 会派共同政務活動費の支出に係る報告の要否

請求人は、政務活動費を充てた会派共同政務活動費に係る政務活動の中身については、支出内容・調査内容ともに不明であると主張するが、政務活動費交付条例では、政務活動費に係る収入及び支出の報告書に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類の写しを添えて議長に提出すれば足り、政務活動費による支出の支出先である会派等が領収書等の写しを添えて収支報告をしなければならないという定めはなく、会派等からの報告がなくても不当であるとはいえない。

もっとも、自由民主党議員会共同政務活動費の会費は年額22万円から46万円、自由民主党香川県政会共同政務活動費の会費は年額約14万9千円から約26万9千円、自由民主党香川志誠会共同政務活動費の会費は年額1万円から約8万2千円までに及ぶのに、各議員の収支報告書に領収書が添付されて明確になるのは、その会費の支払のみであり、それがその後具体的にどのような使途に支出されたのかについては明らかにされないのであって、政務活動費の使途の透明性をも目的とする法の趣旨に照らして必ずしも十分とはいえない面もあるものの（例えば、議員がこれらの会費に係るものとは別に調査研究活動を行った場合にはその支出に関する領収書等が添付されて使途が明確になるのに、同じ議員がこれらの会費に基づいて同様の調査研究活動を行った場合にはそれらの支出が明らかにならない。）、仙台高裁平成22年（行コ）第20号平成23年9月30日判決を参考にすれば、使途基準に合致しないとまではいえない。

(ウ) 会派共同政務活動費の支出の適否

地方公共団体の政務調査費に係る条例に関するものではあるが、最高裁平成20年（行ヒ）第386号平成21年12月17日判決を参考にすれば、政務活動費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるため、執行機関と議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務活動費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止する観点から、政務活動費交付条例は、政務活動費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。

また、「政務調査費の返還請求を求める側においては、各会派又は各議員の提出した収支報告書のほかに自らが収集した資料をもって、個別具体的な支出が使途基準に適合しないことを主張立証するほかないものと解するのが相当である」（大阪高裁平成23年（行コ）第96号平成24年1月31日判決）とされていることも参考にすれば、本件請求において、請求人は、会派への政務活動費の支出については、会派が支出した使途が領収書類等からは明らかにされない場合、実際の使途が不明であるから適法な政務活動費の支出と認められないと主張するが、支出の違法性、不当性について確たる証拠を示したものとはいえない。

これらを総合的に判断すると、会派共同政務活動費の支出は、政務活動費交付条例で定める手続を経ているものであって、請求人においては、政務活動費に係る個別具体的な支出が使途基準に適合しないことを明示しておらず、既に述べたとおり政務活動費の使途制限違反が明らかにかがわれるとまではいえない。

よって、会派共同政務活動費の支出は、違法又は不当であるとまではいえない。

ウ 議員10名の交通費及び宿泊費

(ア) 政務活動費を政務活動に伴う交通費及び宿泊費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、要請陳情費として「議員が行う要請又は陳情の活動に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、調査研究費及び要請陳情費に係る具体的な支出費目として、「交通費」及び「宿泊費」を掲げている。

したがって、視察や要請・陳情活動に要した旅費について、調査研究費や要請陳情費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 交通費及び宿泊費の支出の適否

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている議員10名に係る現地調査等についての視察目的や具体的内容等の説明について、資料の提出及び説明を求め、調査を行った。

その結果、前述2の(3)の表に掲げる番号1、番号2、番号3、番号6、番号7、番号8、番号9、番号10、番号15、番号16、番号17、番号18、番号19、番号20、番号22、番号23、番号24、番号25、番号26、番号27、番号28、番号29、番号30、番号31、番号32、番号33、番号34、番号35、番号36、番号37、番号40、番号41、番号42、番号43、番号44、番号45、番号46、番号47、番号48、番号49、番号50、番号51、番号52、番号61、番号62については、県の観光行政、経済行政、国際交流、交通行政、教育行政、文化振興、地域活性化、災害対策、交流人口拡大等に関係するものであり、番号4、番号5、番号11、番号12、番号13、番号14、番号21、番号38、番号39、番号53、番号54、番号55、番号56、番号57、番号58、番号59、番号60については、県の予算獲得や県政の課題解決のための中央省庁や各種団体等に対する要請陳情活動であった。

請求人は、詳しい視察や調査内容の説明がなく、私的な旅行や観光旅行と考えざるを得ないものも多いことから、適法な政務活動費の支出とは認められないと主張するが、政務活動費交付条例等においては、詳細な視察や調査の内容を報告することまで求められておらず、前述のとおり、これらの視察等は、議員が行う調査研究に資するものであり、また、議員が行う要請又は陳情の活動に該当するものであることから、当該視察等に係る交通費及び宿泊費については、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

エ 議員16名の燃料費

(ア) 政務活動費を政務活動に伴う自家用車の燃料費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費とし

て「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、調査研究費の具体的な支出費目の一つとして「交通費」を掲げ、その内容には、自家用車を使用した際の燃料費の支出も含まれている。

したがって、自家用車を使用した際の燃料費について、政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 燃料費の支出の適否

政務活動費マニュアルにおいて、燃料費への政務活動費の充当方法として、年間を通じて購入金額で積算する場合と走行距離で積算する場合を選択することになっており、後者の場合は、1 km当たり37円を燃料費に充当することができるが、政務活動費走行台帳に政務活動に伴う走行距離の記載が必要と明記され、参考様式が示されている。

本件住民監査請求の対象とされている議員16名については、全員、走行距離で積算する場合を選択の上、燃料費に政務活動費を充当しており、監査委員は、議長に対し、当該議員16名に係る自家用車燃料費について、政務活動費走行台帳の写しの提出を求め、記載内容の調査を行った。

その結果、議員全員から月毎の走行台帳が提出され、当該走行台帳には、使用日、行先、走行距離、燃料費等が記載されていることが確認された。

請求人は、走行台帳が公開されておらず、目的や行先が不明である以上、2分の1は政務活動費として認められない旨を主張するが、条例等で走行台帳の公開は規定されておらず、また、各議員は、政務活動費マニュアルに沿って走行台帳に走行距離を記載しており、その積算金額も支払証明書の金額と一致することから、本件は違法又は不当な支出であるとはいえない。

オ 議員32名の人件費

(ア) 政務活動補助職員の人件費

a 政務活動費を政務活動補助職員の人件費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、人件費として「議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、人件費の内容として、政務活動補助職員に対する給与、手当、社会保険料、賃金等を掲げている。

したがって、政務活動補助職員に対する給与等の人件費について、政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

b. 政務活動補助職員の人件費の支出の適否

(a) 人件費の支出先（被雇用者）

政務活動費マニュアルにおいて、政務活動補助職員の人件費への政務活動費の充当については、生計を一にする親族（配偶者、親、子供、兄弟等）を雇用した場合は不可としている。また、雇用関係を明らかにするために雇用契約書が必要であるとしている。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている議員32名に係る政務活動補助職員の人件費について、黒塗りされていない領収書の写し及び雇用契約書の写

しの提出並びに被雇用者が生計を一にする親族に該当しないことについての説明を求め、調査を行った。

その結果、当該議員全員が、政務活動補助職員との間で雇用契約を締結しており、雇用契約書に記載されている被雇用者と領収書における領収者が一致していることが確認された。また、議長からは、各議員から収支報告書の提出があった際に、生計を一にする親族は雇用していないことを確認している旨の説明があった。なお、議員と被雇用者の住所が同一である事案が1件あったが、当該議員からは、同一の住居表示に複数の住宅が存在しており、被雇用者は親族ではない旨の説明があり、住居表示が同一である事実は住宅地図により確認された。

請求人は、支出先が黒塗りのため、親族等への支出でないかどうかを確認できず適法な支出と認められないと主張するが、以上により、全議員とも、被雇用者は生計を一にする親族に該当するとは認められず、雇用契約も締結しており、政務活動費マニュアルの使途基準に沿ったものといえる。

(b) 政務活動費での負担割合を2分の1以内としている議員の支出

21名の議員（綾田福雄議員、石川豊議員、氏家孝志議員、尾崎道広議員、香川芳文議員、木村篤史議員、斉藤勝範議員、佐伯明浩議員、十河直議員、高木英一議員、高田良徳議員、辻村修議員、西川昭吾議員、平木享議員、松原哲也議員、松本公継議員、水本勝規議員、三野康祐議員、森裕行議員、山田正芳議員、山本直樹議員）に係る人件費並びに榎昭二議員に係る2名分の人件費並びに黒島啓議員及び花崎光弘議員に係る1名分の人件費については、政務活動費での負担割合を2分の1としている。

請求人は、勤務実態を証明するものがなく不明であることから全額適法な支出と認められないと主張するが、政務活動費マニュアルによると、人件費について、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。」と明記されており、この場合、その実績を証明することまでは求めていない。

したがって、当該議員に係る人件費については、違法又は不当な支出であるとはいえない。

(c) 政務活動費での負担割合を2分の1超としている議員の支出

6名の議員（大山一郎議員、岡野朱里子議員、鎌田守恭議員、五所野尾恭一議員、竹本敏信議員、米田晴彦議員）に係る人件費及び花崎光弘議員に係る1名分の人件費については、全額に政務活動費を充当し、有福哲二議員に係る1名分の人件費については同負担割合を10分の8に、黒島啓議員に係る1名分の人件費については、同負担割合を3分の2にしている。また、榎昭二議員及び白川容子議員は、1名分の人件費を2分の1に按分の上、それぞれ政務活動費を充当しており、平成29年途中の白川容子議員の辞職に伴い、平成29年10月分給与からは、榎昭二議員が全額に政務活動費を充当している。

政務活動費マニュアルによると、人件費について、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする。ただし、実績の証明ができる場合は、この限りでない。」と明記されている。

このため、監査委員は、議長に対し、当該11名の議員について、それぞれその負担割合とすることについての実績の証明を求めたところ、榎昭二議員及び白川容子議員

については、雇用契約書において業務内容を政務活動の補助事務に限定しておらず、政務活動の補助事務以外の業務にも従事しているが、政務活動の補助事務に従事した時間をすべて記録した上で、その実績に基づいて給与額を算定しているとの説明があり、提出された人件費の支出整理簿の写しにより実績に基づいて政務活動に係る給与を支払っていることが確認できた。

また、全額を充当している議員のうち樫昭二議員及び白川容子議員を除く7名の議員については、雇用契約書において業務内容として政務活動の補助事務である旨を記載しており、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認したとの説明があり、実際に、提出された雇用契約書の写しには、業務内容として政務活動の補助事務以外のものは記載されていないことが確認できた。さらに、有福哲二議員及び黒島啓議員からは、政務活動補助事務のみとして雇用しており、政務活動費での負担割合を10分の10とすべきところだが、政務活動以外の業務に突発的に従事することも想定されるので、その割合を、有福哲二議員にあつては時間換算により2割程度、黒島啓議員にあつては約3分の1と見込み、それぞれその割合を除いた率としている旨の説明があり、提出された両議員の雇用契約書の写しには、業務内容として政務活動の補助事務以外のものは記載されていないことを確認した。

これらの説明は、政務活動の実績を証明するものとして必ずしも十分とはいえないものの、議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かであることから、政務活動費の充当率の判断については、政務活動との関連性を最も熟知している議員の裁量を尊重すべきであることに鑑みると、各議員の雇用契約において、業務内容を政務活動に係る事務とすることが契約書に明記され、あるいはその旨の取決めがされている以上、明らかに使途基準に違反しているとはいえず、当該議員に係る人件費については、違法又は不当な支出とまではいえない。

(イ) 人件費に係る領収書の黒塗りの可否

政務活動費交付条例第11条第3項では、収支報告書等に記載されている情報のうち、香川県議会情報公開条例（平成12年香川県条例第79条）第7条の非公開情報を除き、これを閲覧に供するものとされている。これを受け、政務活動費収支報告書添付の領収証写し等については、香川県議会情報公開条例に基づく非公開情報をマスキングの上、閲覧に供している。

請求人は、人件費の支払先が非公開とされることにより、近親者や勤務実態のない支援者、関係者などに政務活動費が支払われたり、支払ったことにされている違法なケースが少なからずあることが推認されると主張し、人件費の支払先の黒塗りの廃止を議会に求めるよう監査委員に求めているが、情報公開の範囲と、個別の政務活動費の支出に関する違法又は不当の判断とは別個の問題であつて、情報をどこまで公開するかについては、住民監査請求において監査委員が判断する事項ではない。

カ 議員21名の広報費

(ア) 政務活動費を広報費に充当することの可否

- a 政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、広聴広報費

として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が、資料作成費として「議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費」が明記されている。

議員の広報誌作成・印刷費等についても、広聴広報費のうちの広報費、あるいは資料作成費であり、政務活動費をその経費に充当すること自体は許容されている。

- b 名古屋高裁平成23年（行コ）第35号平成25年1月31日判決、奈良地裁平成25年（行ウ）第15号平成26年11月27日判決その他の判決を参考にすると、議員の広報活動は、選挙民を主たる対象として、その時々、政治的、行政的課題についての自己の見解や活動内容を明らかにし、逆に選挙民等から示された反応や意見をその後の活動に反映させることにより、自分に対する支持や理解を取り付けることが主たる内容となるものである。そのため、議員の広報活動は、政治活動、後援活動としての性格を併有する場合もあり、支持者の拡大を図るという機能を有する面もあることは否定し難い。

しかしながら、現代における政治的、行政的課題の相当部分は、最終的には主権者である有権者が示した意向に沿って取り込まれるべきものである上、その前提として有権者に対して様々な情報が提供され、適切な判断が形成される必要があることもいうまでもないから、議員の行う広報活動も、このような相互作用が全く期待できないようなものでない限り、議員の有する広範な職責を果たすために有益な政務活動に当たり、そのための費用は、政務活動費の本来の趣旨・目的に沿った支出でないとはいえない。

したがって、専ら選挙活動や政党活動、後援会活動の経費として支出したとみるべき特段の事情がない限り、支出された広報費は、使途基準に反するものとはいえないと解するのが相当である。

(イ) 各議員の広報費の支出の適否

政務活動費マニュアルにおいて、広報の対象事項としている「県政に関する政策等」には議員の政策・理念、国政の課題などを含むとしている。また、政務活動費の充当について、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とするが、実績の証明ができる場合は、この限りでないとし、県政報告など政務活動の内容しか掲載していない場合は按分せずに充当できるとしている。

監査委員は、議長に対し、議員21名に係る広聴広報費で支出している広報誌、県政レポートの現物の提出を求め、その内容を確認したところ、これら広報誌等には、各議員の政治理念や県政に関する活動報告、県の施策や課題などの記事が掲載されており、政務活動費マニュアルで示されている「県政に関する政策等」とは言えないものでとまで断定できるものは認められなかった。

また、請求人が按分により支出すべきであると主張する顔写真やプロフィール、大書した名前の掲載については、すべての広報誌等において、大なり小なり見受けられたが、議員が広報誌等により議会活動、県政に関する施策等について広報活動を行う場合に、当該広報活動の主体又は責任の所在を明らかにするため、相当な範囲で議員の氏名や顔写真等を掲載することは許されるものと解されるところ、これらが掲載されていることのみをもって、その部分は政党活動、後援会活動、宣伝活動に該当するという請求人の主張は採用できない。

したがって、議員21名の広報費について、政務活動費を全額充当していることについて、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとまではいえない。

キ 議員6名の事務所費

(ア) 政務活動費を事務所費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、これらの経費に係る具体的な支出費目として、「賃借料」及び「光熱水費等」を掲げている。

したがって、事務所の賃借料や光熱水費等について政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 事務所費の支出の適否

政務活動費マニュアルによると、事務所の賃借料、光熱水費、維持管理費について、政務活動に使用している実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とし、実績の証明ができる場合はこの限りでないとしている。また、自己又は生計を一にする親族が所有する不動産の賃借料については、政務活動費は支出できないとされているが、議会事務局から、この点については、収支報告書等提出時に確認しているとの説明があった。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている鎌田守恭議員、谷久浩一議員、辻村修議員、西川昭吾議員、水本勝規議員及び宮本欣貞議員に係る事務所費について、賃貸借契約書の写しの提出及び政務活動費の負担割合が2分の1を超える場合はその実績の証明等についての説明を求め、調査を行った。

a 鎌田守恭議員の事務所費

請求人は、鎌田守恭議員の事務所費について、新聞記事を根拠に、事務所費が親族の経営する企業に支払われ、さらに、その企業が同議員を代表とする政治団体に寄付していることから不適切な支出であると主張するが、住民監査請求書に添付された新聞記事の内容は、同議員の政務活動用事務所の賃料を長男や妻が役員をしている計量器販売会社に政務活動費から支払い、一方で長男が社長の計量器会社から同議員が代表を務める政治団体に寄付があることをもって、政治・政党活動に使えない政務活動費が長男を通じて同議員の政治資金になった可能性を指摘しているもので、賃料を受け取っている計量器販売会社と政治団体に寄付している計量器会社は別の会社である。このことは事務所費の領収書と公開されている当該政治団体の収支報告書からも明らかであり、請求人の主張には事実誤認があることから、これを採用することはできない。

また、請求人は、親族が代表を務める会社所有の建物を政務活動用事務所として賃借していたケースについて、市議会議員が会社を名目的に介在させ、自身に支払いをしたと判断し、市議会議員に返還請求するよう市長に命じた大阪地裁平成29年行(ウ)第43号令和元年6月19日判決を引用しているが、当該判決は、親族が代表を務める会社所有の建物を政務活動用事務所として賃借していた場合の賃借料以外の維持費及び備品等に係る使用料の一部については政務活動に必要な費用であるという事実が認められないとの判決であり、賃借料と維持費のうち光熱水費については、全額又は按分のうへ政務活動費からの充当を認容しており、親族が代表を務める会社所有の建物を政務活動用事務所として賃借し、賃料等を政務活動費から支払うこと自体は違法とされていない。

さらに、政務活動費マニュアルにおいて、自己又は親族が役員等を務める法人が所有する不動産の賃借料に政務活動費を充当できないとはされていない。

なお、同議員からは、事務所の賃借料及び光熱水費について、1階部分は後援会と管理会社で併用しており3分の1を政務活動費で充て、3階の1部屋は後援会と併用しており2分の1を政務活動費で充てていると説明があり、このことについては、光熱水費に関する契約書において明記されており、報告された事務所経費の支出金額の全体額と政務活動費充当額の実績からも、政務活動費を充当した割合が説明どおりであることが確認できた。さらに、建物賃貸借契約書において、政務活動費を充当している部分の使用目的は、県議会議員としての政策事務所としてのみ使用し、その他の目的には一切使用してはならないと明記されている。

閲覧に供している領収書等添付票においては、按分している旨の記載がないことから、あたかも全額について政務活動費を充当しているように見えるが、実際には、あらかじめ政務活動を目的として使用する部分とそれ以外の部分に明確に区分して契約し、その結果、全体としては2分の1以内の充当となっていることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

b 谷久浩一議員の事務所費

谷久浩一議員からは、事務所の賃借料の全額に政務活動費を充当していることについて、政務活動費を充当している事務所は専ら政務活動を行うためのものであり、それ以外の活動は地元である土庄町の事務所で行っているため按分していないとの説明があった。

同議員は、小豆郡を選挙区としているが、政務活動に使用する事務所は高松市に所在し、選挙区から離れた同事務所において政治活動や後援会活動が行われているとは考えにくいと、専ら政務活動を行うためのものであるという説明は一定の合理性がある。

請求人は、当該事務所において高松市内在住の小豆島出身者による後援会活動を行うことは十分ありえると主張しているが、何らその根拠は示されておらず、自らの見解を述べているにすぎない。

また、外形上の形態や連絡機能等が不明であることや、当該事務所に政務活動専従職員を配置していないことをもって政務活動用の事務所として疑義があるとも主張しているが、同議員から、当該事務所には谷久浩一事務所と表示し、事務用品も備え、郵便受けや携帯電話による連絡機能も有しているとの説明があり、県の政務活動費マニュアルにおいて、政務活動専従職員の配置が政務活動用事務所の要件となっているわけではない。

以上のことから、同議員が、政務活動費を充てた事務所を政務活動以外の目的で使用しているとはいえず、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

c 辻村修議員の事務所費

辻村修議員からは、契約相手は親族の経営する法人で、政務活動用の事務室と書類等の倉庫を借りており、賃料については近隣の相場から適正な額であるとの説明があった。さらに、雇用契約書の政務活動補助職員の就業場所と建物賃貸借契約書の事務所の住所地番が異なっていることについて、一つの敷地内に地番が複数あるため異なった表示地

番になっているもので、同じ建物であるとの説明があった。

請求人は、同議員の事務所費について、事務所の使用実態や支払先との関係、賃料の適正さについて疑問があると主張しているが、具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

雇用契約書及び建物賃貸借契約書から、事務所において政務活動等に関連した事務が行われていると考えられ、賃料については近隣の取引価格や需給のバランスで決定されるものであり、政務活動費マニュアルにおいて上限が定められているわけでもなく、賃貸人と賃借人双方が合意して賃貸借契約を締結していることから、適正でないとはまではいえない。なお、賃料の支払先は、同議員の親族が代表を務める会社であるが、aでも述べたとおり、政務活動費マニュアルにおいて、自己又は親族が役員等を務める法人が所有する不動産の賃借料に政務活動費を充当できないとはされていない。

また、政務活動費マニュアルによると、事務所の賃借料について、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とするとされており、同議員の事務所賃借料に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されていることから、使途基準に反するものとはいえず、当該賃借料の支出が違法又は不当なものであるとはいえない。

d 西川昭吾議員の事務所費

西川昭吾議員からは、事務所には雇用している補助職員を配置し、事務所であることの看板も設置した上で、政務活動及び後援会活動に使用しており、賃料についても近隣の相場に比べて安価で適正な額であるとの説明があった。

請求人は、同議員の事務所費について、事務所の使用実態や支払先との関係、賃料の適正さについて疑問があると主張しているが、具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

補助職員の雇用契約書の就業場所と事務所所在地は一致しており、事務所において政務活動等に関する事務が行われていると考えられ、賃料については、近隣の取引価格や需給のバランスで決定されるものであり、政務活動費マニュアルにおいて上限が定められているわけでもなく、賃貸人と賃借人双方が合意して賃貸借契約を締結していることから、適正でないとはまではいえない。

また、政務活動費マニュアルによると、事務所の賃借料について、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とするとされており、同議員の事務所賃借料に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されていることから、使途基準に反するものとはいえず、当該賃借料の支出が違法又は不当なものであるとはいえない。

e 水本勝規議員の事務所費

水本勝規議員からは、借りている事務所は地元の農業従事者が所有する建物で、50人程度の人数が集合できるスペースと20台程度の駐車場を備え、事務室及び県政報告や地元の要望の聞き取り調査などの会場として活用しており、賃料も適正と考えているとの説明があった。

請求人は、同議員の事務所費について、人件費として政務活動費から2,400,000円支出したうえ、年間2,400,000円の賃料を支払い、そのうち1,200,000円を政務活動費か

ら支出していることは、現実的には到底考えられず、事務所の使用実態や支払先との関係、賃料の適正さについて疑問があると主張しているが、その具体的な根拠は全く示されておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

補助職員の雇用契約書によれば、就業場所は当該事務所を本拠地とすると定められており、事務所において実際に政務活動等に関する事務が行われていると考えられ、また、賃料については近隣の取引価格や需給のバランスで決定されるものであり、政務活動費マニュアルにおいて上限が定められているわけでもなく、貸貸人と賃借人双方が合意して賃貸借契約を締結していることから、適正でないとはまではいえない。

また、契約書には、事務所は後援会活動及び政務活動に使用すると明記され、政務活動費マニュアルでは、事務所の賃借料について実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とするとされており、事務所の賃借料に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されていることから、使途基準に反するものとはいえず、当該賃借料の支出が違法又は不当なものであるとはいえない。

f 宮本欣貞議員の事務所費

宮本欣貞議員は事務所の賃借料の全額に政務活動費を充当しているが、このことについて、同議員から、当該事務所は政務活動を行うために賃借したもので、実態として政務活動用務だけに使用していることから全額を計上しているとの説明があり、事務所の賃貸借契約書においても使用目的として政務活動に係る事務所として使用すると明記されていることを確認した。

請求人は、外形上の形態や連絡機能等が不明であることや、当該事務所に政務活動専従職員を配置していないことをもって政務活動用の事務所として疑義があると主張しているが、同議員から、当該事務所には宮本欣貞事務所と表示し、机、パソコン等の事務用品を備え、郵便受けや携帯電話による連絡機能も有しているとの説明があった。また、県の政務活動費マニュアルにおいて、政務活動専従職員の配置が政務活動用事務所の要件となっているわけではなく、自宅を後援会事務所としていることから、政務活動費を充当している事務所が専ら政務活動に使用する事務所であるという同議員の説明は一定の合理性を有しているといえる。

以上のことから、同議員が、政務活動費を充てた事務所を政務活動以外の目的で使用しているとはいえず、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ク 谷久浩一議員のwearable翻訳機購入費及び携帯電話利用料

(ア) 政務活動費をwearable翻訳機購入費及び携帯電話利用料に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務費に係る具体的な支出費目として、「備品費」及び「文書通信費」が掲げられており、「備品費」の内容はパソコンやコピー機等の事務機器等とされ、「文書通信費」の内容は電話・FAX回線利用料、携帯電話利用料等とされている。

したがって、事務機器等に分類することができるwearable翻訳機の購入費及び携帯電話

利用料について、事務費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) wearable翻訳機購入費及び携帯電話利用料の支出の適否

監査委員は、議長に対し、谷久浩一議員に係るwearable翻訳機の購入理由や、携帯電話の利用内容について説明を求め、調査を行った。

その結果、同議員からは、wearable翻訳機は本県のインバウンド需要の高まりを見込み、地元小豆島の外国人観光客の動向を調査し、地域の活性化を進めるため、直接インタビューなどを行うことを目的に購入し、携帯電話は政務活動専用を使用しており、他の用務には別の電話を使用していることから全額を政務活動費から充当しているとの説明があった。

請求人は、同議員のwearable翻訳機購入費及び携帯電話利用料について、政務活動以外での使用との区別が曖昧であり、2分の1のみを認めると主張しているが、その具体的根拠は示されていない。

近年、日本への外国人観光客は年々増加しており、本県でも、瀬戸内国際芸術祭の影響もあり、島しょ部を訪れる外国人は増加傾向であることから、この機会を捉えて、wearable翻訳機を活用した調査により課題を見つけ、その対策と地域の活性化を推進することは政務活動の一環と認めることができ、携帯電話利用料についても、他の用務には別の電話があり、政務活動専用の携帯電話として利用していることから全額政務活動費を充当しているとの説明は一定の合理性があるといえる。

したがって、政務活動費を全額充当していることについて、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ケ 議員5名の書籍購入費

(ア) 政務活動費を書籍購入費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、資料購入費として「議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入及び利用に要する経費」が明記されている。

したがって、書籍購入費に政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

(イ) 書籍購入費の支出の適否

政務活動費マニュアルでは、「書籍等の購入については、政務活動のために購入したものであり、当該書籍が政務活動に密接に関連する分野であることが必要」、「趣味、福利厚生を目的とした図書購入は不可」とされている。

監査委員は、議長に対し、石川豊議員、岡野朱里子議員、松原哲也議員、森裕行議員及び山本直樹議員に係る書籍購入費について、政務活動のためのものであることの説明を求め、調査を行った。

その結果、前述2の(9)の表に掲げるとおり、いずれも政治、経済、歴史、社会、情報、文化、産業、考古学等に関する書籍を購入したものであることが認められた。

請求人は、政務活動に無関係な書籍購入代金であり、適切な支出と認められないと主張するが、議員には広範にわたる問題への対応が要求され、その活動は多岐にわたり、その一環としての議員活動をする上で、どのような図書や資料を必要とするかの判断について

は、個々の議員の自主的判断に委ねられ、調査研究活動としての必要性や県政との関連性を明らかに欠く場合を除き、広範な裁量が認められているものと解される。

本件書籍購入について判断すると、これらの書籍は、一概に議員の調査研究活動と無関係であるとまではいえず、調査研究活動の手段、方法及び内容の選択に関する議員の広範な裁量にも鑑みると、議員の合理的な裁量の範囲を逸脱しているとは認められず、違法又は不当な支出であるとはいえない。

コ 岡野朱里子議員の調査研究及び研修に係る会費

(ア) 政務活動費を調査研究及び研修に係る会費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が、研修費として「団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、これらの経費に係る具体的な支出費目として、「会費」を掲げている。

したがって、議員の調査研究及び研修に係る会費について政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 日創研香川経営研究会、香川県中小企業家同友会及びスモールサンの会の会費の支出の適否

監査委員は、議長に対し、岡野朱里子議員が調査研究費又は研修費として政務活動費を充当した日創研香川経営研究会、香川県中小企業家同友会及びスモールサンの会の会費について、支出した団体の活動内容、それらが政務活動のためのものであることについて説明を求め、調査を行った。

同議員からは、日創研香川経営研究会は、中小企業の活性化のための人材育成の各種研修などを行う株式会社日本創造教育研究所の香川支部であり、中小企業の成長発展のための研修会、セミナー、勉強会等を行っており、任意団体である中小企業家同友会は、中小企業の発展や地域貢献、社員教育などを行っており、各県同友会、中央には中小企業家同友会全国協議会が組織されている全国的な活動団体であり、スモールサンは、株式会社中小企業サポートネットワークの略称で、立教大学名誉教授山口義行氏が主宰しており、本県では毎月事業承継や社員教育、障害者雇用や女性活躍などの勉強会を開催しているものであり、いずれも地域の中小企業の発展及び県の産業振興のための調査研究又は研修に係る会費であるとの説明があった。

請求人は、日創研香川経営研究会及びスモールサンの会については、調査研究内容や研修内容が不明であり、香川県中小企業家同友会は個人の資格で参加していると思われることから不適切な支出であると主張するが、前述のとおり、これらの会費は、議員が行う調査研究又は研修に該当するものであると認められることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

また、請求人は、日創研香川経営研究会の会費とされている領収書の発行者が居酒屋であることは不適切な支出であるとも主張しているが、同議員からは、当該店舗は前述の日創研香川経営研究会のメンバーであり、飲食付きの勉強会、拡大委員会を開催した会費で

あるとの説明があった。

福岡地裁平成19年（行ウ）第70号平成25年11月18日判決を参考にすれば、政務活動は広範囲にわたるものであり、調査手法も多岐にわたると考えられることから、研究又は会議の目的達成の上で関係者との会食等を要する場合や、当該研究や会議を行う日時について、食事時以外の日程をとることが困難である場合もあり得るため、このような場合の飲食は、政務活動に伴うものとして、議員個人が日常私的に行う飲食とは異なる性質のものといえ、飲食を伴う会合であるからといって、飲食の部分が直ちに目的外支出となるものではなく、個々の会合が政務活動と関係のない単なる宴会であるとか、政務活動として社会通念上許される限度を超えて高額であるといった事情がある場合にはじめて目的外支出に当たるといふべきである。当該会費については、単なる宴会であることを立証する根拠は示されておらず、社会通念上許される限度を超えるほど高額とも認められない。

また、政務活動費マニュアルにおいても、飲食等を伴う意見交換会会費等に政務活動費を充当できないとはされていない。

したがって、領収書発行者が飲食店になっていることをもって当該会費の支出が使途基準に違反しているとまではいえない。

サ 岡野朱里子議員の勉強会の会場費等

(ア) 政務活動費を議員が行う勉強会の会場費等に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、会議費として「議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、この経費に係る具体的な支出費目として、「会場費・機材借上費」を掲げている。

したがって、議員が行う勉強会の会場費等の経費に政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 勉強会に係る会場費等の支出の適否

監査委員は、議長に対し、岡野朱里子議員に係る勉強会の内容や目的、それらが政務活動のためのものであることについて説明を求め、調査を行った。

その結果、勉強会は音楽家Kan Ryoko氏を講師として、子どもとその保護者約50人のほか学校・幼稚園の教師に参加してもらい開催したもので、子ども達に日本と西洋の似ている楽器の使い方や音色の違いなどを実際に体験してもらいながら、県内の学校や幼稚園の楽器整備や音楽教育等について意見交換したとの説明があった。

請求人は、県政との関連が不明であり、不適切な支出と考えられると主張するが、勉強会の内容や目的は前述のとおりで、教育行政や伝統文化の承継に関係するものであり、違法又は不当な支出であるとはいえない。

シ 五所野尾恭一議員の菓子購入費

(ア) 政務活動費を会議用の菓子購入費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、会議費として「議員が行う住民相談会等各種会議に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、会議費の具体的な支出費目である食糧費の内容

として茶菓子代が掲げられている。

したがって、会議用の菓子購入費に政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

(イ) 菓子購入費の支出の適否

請求人は、五所野尾恭一議員の菓子購入費について、会議との一体性が示されていないことから、適切な支出とは認められないと主張している。

監査委員は、議長に対し、五所野尾恭一議員が政務活動費を充当した菓子購入費に係る会議の具体的な内容等について説明を求め、調査を行った。

五所野尾恭一議員からは、地元公民館等において、県政報告会を2回開催し、その参加者に対してパン、クッキー、和菓子等を提供した経費であるとの説明があった。

県政報告会は、平成29年4月23日にまんのう町木村公民館で、平成30年2月24日にまんのう町長炭地区活性化センターなごみ館で開催されており、いずれも菓子購入費の領収書日付と一致していることから、会議のための支出であると認められ、会議内容も、それぞれ地元住民など75名、50名が参加し、最近の県政の状況、予算・施策の説明、意見交換等が行われていたものであり、政務活動費マニュアルの用途基準に適うものである。また、菓子購入費は一人当たり約75円～約290円であり、社会通念上、特に高額とはいえない。

したがって、菓子購入費について、会議費として政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとはいえない。

ス 議員4名のはがきの購入費又は印刷費

(ア) 政務活動費をはがきの購入費又は印刷費に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、広聴広報費として「議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費」が明記されている。さらに、政務活動費マニュアルにおいては、広聴広報費の具体的な支出費目である文書通信費の内容として送料（郵送料等）が明記され、「県政報告など政務活動の内容しか掲載していない場合は、按分せずに充当できる」とされている。

また、資料作成費として「議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費」が明記され、政務活動費マニュアルにおいては、資料作成費として「資料印刷費」が掲げられている。

したがって、はがきの購入費又は印刷費に政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

(イ) はがきの購入費又は印刷費の支出の適否

請求人は、佐伯明浩議員、森裕行議員及び山本直樹議員のはがき購入費（広聴広報費）並びに斉藤勝範議員のはがき印刷費（資料作成費）について、支出時期から年賀状として出されたものと推認され、適切な支出とは認められないと主張している。

確かに、政務活動費マニュアルには、政務活動費を充当するのに適しない経費として、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費が例示されている。特に、購入又は印刷したはがきが年賀はがきであれば、一般的に、その用途は正月の時候の挨拶である年賀状を送るためのものと考えられ、その購入又は印刷が政務活動と合理的関連性を持つとは想定しにくい面はあるものの、郵送手段として年賀はがきを用いて県政報告等を

行うことは可能であり、その場合には年賀はがきの購入又は印刷の経費を政務活動費で充当することができるかと解される。

また、年始の挨拶のほか議員の活動状況など市政報告に関連する記載があるものと、年始の挨拶のほか専ら議員の後援会の行事予定や他の政治家の選挙活動への応援について記載されているものの2種類の年賀はがきの購入費のうち、後者については使途基準に違反する支出であるとした大阪地裁平成22年（行ウ）第27号平成26年3月26日判決を参考にすれば、本件の支出の適否は、それぞれの記載内容を確認の上、判断することが妥当であると考えられる。

監査委員は、議長に対し、住民監査請求の対象とされている佐伯明浩議員、森裕行議員、山本直樹議員及び斉藤勝範議員のはがき購入費又は印刷費について、送付したはがきの現物の提出と政務活動のための経費であることについて説明を求め、調査を行った。

a 佐伯明浩議員のはがき購入費

調査の結果、購入したはがきは年賀はがきではなく通常の官製はがきであり、発送時期は年賀状の時期と重なっているが、内容は県議会での活動状況等の報告であるとの説明があった。

現物を確認したところ、題名は「県政報告」となっており、内容は同議員自身が積極的に取り組んでいる県政の課題、目標などの報告と評価できることから、はがきの購入費の支出については、使途基準に違反しているとはいえない。

b 森裕行議員のはがき購入費

調査の結果、購入したはがきは年賀はがきであるが、内容は支持者への県政ニュースとして送ったものであり、見てもらえる確率の高い1月1日に確実に届けるため年賀はがきを使用したとの説明があった。

現物を確認したところ、題名は「森ひろゆきニュース」となっており、正月の時候のあいさつと考えられる部分を含むものの、それ以外の内容は議会活動の報告と評価できることから、はがきの購入費の支出については、使途基準に違反しているとまではいえない。

c 山本直樹議員のはがき購入費

調査の結果、購入したはがきは年賀はがきであるが、内容は支持者への政務活動報告として送ったものであるとの説明があった。

現物を確認したところ、題名は「山本なおき通信 2018年冬号」となっており、正月の時候のあいさつと考えられる部分を含むものの、それ以外の内容は本県の様々な事業の状況や今後の県政への取組に関する報告と評価できることから、はがきの購入費の支出については、使途基準に違反しているとまではいえない。

d 斉藤勝範議員のはがき印刷費

調査の結果、県政報告を料金別納郵便はがきとして印刷した経費であるとの説明があった。

現物を確認したところ、題名は「斉藤かつのり県政報告 平成30年新春号」となっており、正月の時候のあいさつと考えられる部分を含むものの、それ以外の内容は県政の課題や取組に関する報告と評価できることから、はがきの印刷費の支出については、使途基準に違反しているとまではいえない。

セ 佐伯明浩議員の事務所費（光熱費）

(ア) 政務活動費を政務活動に使用する事務所の光熱費（電気代）に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務所費として「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務所費の具体的な支出費目の一つとして、「光熱水費等」を掲げている。

したがって、議員が政務活動のために使用する事務所の光熱費（電気代）について、事務所費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 政務活動に使用する事務所（自宅）の光熱費（電気代）の支出の適否

請求人は、佐伯明浩議員が光熱費（電気代）に政務活動費を充当した事務所は自宅であり、政務活動事務所としての使用実態に即していないと推認されることから、適切な支出と認められないと主張している。

監査委員は、議長に対し、佐伯明浩議員が光熱費（電気代）に政務活動費を充当している事務所について、その所在地や所有者、政務活動のために使用されたものであることの説明を求め、調査を行った。

その結果、佐伯明浩議員からは自宅を政務活動のための事務所にしており、政務活動補助職員を雇用し、政務活動に係る陳情等の処理や資料作成を行っているとの説明があった。当該補助職員の雇用契約書においては、就業場所は同議員の自宅内の事務室であることが明記されており、同議員の説明と一致する。

政務活動費マニュアルによると、事務所の光熱水費について、住居を兼ねた建物を政務活動のための事務所としている場合、その事務所に係る光熱費（上下水道料金は除く。）は支出できるとし、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とすることが記載されている。

佐伯明浩議員の事務所費の光熱水費に係る領収書をみると、光熱費（電気代）は4分の1に按分して政務活動費が充当されており、使途基準に反するものとはいえないことから、当該光熱費の支出が違法又は不当なものであるとはいえない。

ソ 議員3名の菓子、コーヒー、飲み物等購入費

(ア) 政務活動費を菓子、コーヒー、飲み物等購入費に事務所費として充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務所費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務所費に係る具体的な支出費目として消耗品費を掲げている。この消耗品費については、議会事務局から、政務活動と関連性があるものであれば、菓子、コーヒー、飲み物等の購入も含まれるとの説明があった。

したがって、菓子、コーヒー、飲み物等の購入費について、事務所費として政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

(イ) 菓子、コーヒー、飲み物等購入費の支出の適否

請求人は、佐伯明浩議員、花崎光弘議員及び平木享議員の菓子、コーヒー、飲み物等購

入費について、政務活動としての会議との一体性が示されていないことから適切な支出とは認められないと主張している。

監査委員は、議長に対し、佐伯明浩議員、花崎光弘議員及び平木享議員が支出した菓子、コーヒー、飲み物等購入費について、具体的な内容や政務活動のためであることの説明を求め、調査を行った。

調査の結果、佐伯明浩議員及び花崎光弘議員からは、菓子、コーヒー、飲み物等購入費は具体的な会議に伴う支出ではなく、事務所来客用に購入したもので、日々、政務活動に必要な情報収集や意見交換、陳情など多くの人の訪問があり、その際に円滑なコミュニケーションを図るためクッキーやせんべい、ペットボトル茶等を提供しており、急な訪問もあることから、ある程度まとめて購入の上、事務所に常備しているが、政務活動以外の後援会活動等でも消費する可能性があるため、政務活動費での負担割合を2分の1としているとの説明があった。また、平木享議員からは、同様の理由で、ウォーターサーバーを設置の上、コーヒーやお茶、クッキーなどを提供しており、急な訪問にも対応できるよう定期的に補充しているが、政務活動以外の後援会活動等でも消費する可能性があるため、政務活動費での負担割合を2分の1としているとの説明があった。

議員が、日々、地元の要望、課題などの情報収集を行い、対応策等について意見交換し、議会活動を通じて施策に反映させていくことは、政務活動の重要な柱の一つであり、その際に菓子、コーヒー、飲み物等を提供することは円滑な議論や活発な意見交換を促す効果があると考えられることから、これらの経費は政務活動に関連していないとはいえない。提供している品物も一人当たり換算すれば高額とはいえず、社会通念上相当な金額の範囲であると考えられる。

また、政務活動費マニュアルによると、事務費のうち消耗品費について、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とすることが記載されているが、佐伯明浩議員、花崎光弘議員及び平木享議員の菓子、コーヒー、飲み物等購入費の領収書を確認すると、2分の1に按分して政務活動費が充当されており、政務活動以外に使用されていたとしても用途基準に反するものとはいえないことから、当該支出が違法又は不当なものであるとはいえない。

タ 松原哲也議員の名刺代

(ア) 政務活動費を名刺代に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、事務費として「議員が行う活動に係る事務に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、事務費の具体的な支出費目は文書通信費、備品費、修繕費、リース料及び消耗品費とされ、その中で、「名刺は、視察、調査、会議、要請陳情を行うのに不可欠なものであり、政党名の記載がなく、議員個人名の場合は充当可」とされている。

したがって、名刺代として事務費に政務活動費を充当すること自体は違法又は不当なものではない。

(イ) 名刺代の支出の適否

監査委員は、議長に対し、松原哲也議員の名刺代について、名刺の現物の提出を求め、

内容を確認した。

その結果、表面には「香川県議会議員 松原哲也」とあり、裏面には後援会事務所、自宅及び県議会事務局（会派控室）の連絡先住所が記載され、政党名の記載はなく、明らかに使途基準に違反している内容は認められなかったものの、福岡地裁平成19年（行ウ）第70号平成25年11月18日判決を参考にすれば、名刺は一般的な用途に使用されるものであり、特に政務活動に有益であるとの事情もないので、政務活動に限らず通常の議員活動にも使用されることが推認され、当該名刺の作成費用には目的外支出が混在しているとも考えられる。

しかしながら、同議員の名刺代に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されており、政務活動費マニュアルでも、事務費の消耗品費について、使用実績の把握が困難な場合は、政務活動費の負担割合を2分の1にするとされていることから、使途基準に違反しているとはいえない。

請求人は、議員自らが経営する会社に支払った名刺代は適切な支出とは認められないと主張しているが、当該支出が違法又は不当であることについて具体的な根拠を示しておらず、自らの見解を述べているに過ぎない。

当該名刺代の支出については、金額が著しく高額であるなどの不当な取引とする要素は見当たらず、政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルにも、名刺代に限らず、物品等の購入先を制限する定めはない。

したがって、当該名刺代への政務活動費の充当は、違法又は不当な支出であるとはいえない。

チ 山本悟史議員の講演会の講師料

(ア) 政務活動費を議員が行う講演会の講師料等に充当することの可否

政務活動費交付条例第2条第2項では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」とされ、同条例の別表には、研修費として「議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費」が明記されている。

また、政務活動費マニュアルにおいて、研修費に係る具体的な支出費目の一つとして、「講師謝金（主催）」を掲げている。

したがって、議員が主催する講演会の講師料について、研修費として政務活動費を充当することは、そのことをもって不適切な支出であるとはいえない。

(イ) 講演会に係る講師料の支出の適否

監査委員は、議長に対し、山本悟史議員に係る講演会の具体的な内容や、政務活動のためのものであることについて説明を求め、調査を行った。

a 4年連続で開催している同一講師の講演会講師料

調査の結果、講演会は、山本悟史議員の県政報告会の一部として、県政への関心と子育てや学力向上等を目的に、「“あなたのため”を考える」をテーマとして、第1部でインドでかき氷屋を開店した高松市内の小学生と保護者の話を聞き、第2部で坪田塾塾長の坪田信貴氏を講師に開催されたものであり、県民を中心に約400人が参加したものであった。また、同様の講演会は平成26年度から平成28年度まで毎年開催されているが、再度の開催の要望が多いことを理由に、平成29年度も開催しているものであった。

これを政務活動とすることについては、同議員から、講師は教育者であり、講演内容は子どもたちの学力向上に関するだけでなく、保護者や教育関係者にとっても有益なものであり、また、講演内容を踏まえて、平成30年2月定例会の一般質問で、本県の子どもの自己肯定感の向上について質問しており、議員として、県政の課題及び住民の意思を把握し反映させる活動につながっているとの説明があった。

請求人は、4年連続で開催している同一講師の講演会の高額な講師料は、適切な支出と認められないと主張しているが、政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルにおいて講師謝金等の上限が定められているわけではなく、研修会について個人と共同で実施する場合も想定されているところ、前述のとおり、講演会の内容は教育行政や地域振興に関係するものであり政務活動に適うものといえ、実際に、これを基に議会で質問を行うとともに、講演会の成果等について自身のブログでも報告がされていることはこれを裏付けるものであり、違法又は不当な支出であるとはいえない。

b 高松北ライオンズクラブ主催の講演会の講師料

山本悟史議員からは、当該講師料は、高松北ライオンズクラブ主催の講演会後に同議員が開催したさぬき動物愛護センターに係るパネルディスカッション出席に対する謝金で、金額は通常よりもかなりサービスしてもらっており、テーマに共通する部分がある高松北ライオンズクラブ主催の講演会のチラシで広報してもらうとともに同じ会場で開催することで、費用対効果も高かったとの説明があった。

ライオンズクラブ百周年記念動物愛護講演会として開催された当該講演会のチラシには、テーマの「命の尊厳と和～殺処分をなくすために私たちにできること～」、講師、日時及び場所、主催高松北ライオンズクラブ、共催ブリッジハート、後援香川県等や問合せ先のほかに、講演会終了後にパネルディスカッションがあることが記載されている。

請求人は、自らが会長を務める高松北ライオンズクラブ主催の講演会の高額な講師料は適切な支出とは認められないと主張しているが、政務活動費交付条例や政務活動費マニュアルにおいて講師謝金等の上限が定められているわけではなく、当該チラシからは、誤って認識する可能性は否定できないものの、パネルディスカッションが当該講演会のプログラムの一つであるとまでは読み取れず、領収書等添付票の写しにおいてもパネルディスカッション講師謝金として明確に区分されていることから、当該講演会とパネルディスカッションは別の催しであると考えられ、より多くの参加と高い費用対効果を得るため、テーマに共通する部分がある当該講演会のチラシで広報し、同じ会場を使用したという同議員の説明には一定の合理性があると認められる。

また、さぬき動物愛護センターについては、着工が平成29年12月の予定であり、パネルディスカッションのテーマとして施設の課題やペットを取り巻く環境などを討議することは時宜を得ているといえ、さらに、同議員は動物愛護の問題について県議会で積極的に取り上げるなど政務活動と関連しているといえることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

第6 議会に対する要望

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性、自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、その使途の適正を確保するため議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

政務活動費に対しては、全国的に住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟が数多くなされていることに鑑みても、これまで以上に、県民の負託と信頼に応えるため、政務活動費の使途の適正な運用と透明性の確保に努めることが求められており、多くの都道府県等議会では、政務活動費の支出について運用指針の改正などの見直しが行われている。

本県においては、これまで、平成25年度から平成28年度までの政務活動費について住民監査請求が行われているが、今回、平成29年度政務活動費についても住民監査請求があり、監査を行ったところである。過去4回の監査結果において、議会に対し、政務活動費のより適切な支出に向けた要望を述べたところであるが、これまでのところ改善が進んでいるとはいえ、今回の監査中に複数の議員から収支報告書等修正届が提出されたことは、誠に遺憾である。このため、改めて次のとおり強く要望する。

1 政務活動費マニュアルの精緻化

各議員が政務活動費交付条例で定める使途基準を遵守する必要があることはいままでもないが、適正な支出が図られるよう、政務活動費の使途判断の拠りどころとなる政務活動費マニュアルについて、より詳細かつ具体的な使途基準の明示や、実績の証明を必要とする経費に係る証明書類の具体化など、その精緻化に向け、早急に改訂を行い、周知徹底を図られたい。

2 会派からの収支報告の検討

議員から会派等への会費による支出については、支払を証明する領収書の写しを添付してその旨を報告すれば足りるとされているが、一方で、地方自治法では、会派に対しても政務活動費を交付できるようになっており、仮に、会派に政務活動費が交付され、会派が直接支出した場合は、収支報告書等の提出が求められることから、それとの均衡にも配慮し、会派の収支報告書等の提出について前向きに検討するなど、透明性の確保に努められたい。

3 的確な審査、適正な運用

議員は、政務活動費について、収支に係る会計帳簿の調製、領収書等の整理及びこれらの保存が義務付けられており、議長においては、政務活動費交付条例、政務活動費交付規程及び政務活動費マニュアルに定められた使途基準に適合した支出が行われるよう審査に万全を期すとともに、県民の信頼が確保されるよう適正な運用に努められたい。

4 さらなる透明性の確保と効率的・効果的な支出

政務活動費の使途の透明性の確保については、既に全ての支出に係る領収書等の写しの添付を義務付けるなどの措置が講じられているが、住民監査請求において違法又は不当とする理由は依然として、支出の目的や内容、支出先等が不明であるとしていることに鑑みると、全国的な動向等を踏まえ、視察や研修に係る報告書等の提出や、政務活動費の使途を裏付ける領収書等を議会のホームページで公表するなど情報公開を推進し、さらなる透明性の確保に努めるとともに、政務活動費が使途を限定して交付される公金であることを念頭に、その効率的かつ効果的な支出になお一層努められたい。